

## 平成20年度 第3回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成20年12月25日（木）

10：00～

場 所 県庁議会棟 第2特別会議室

### 1. 開 会

事務局（中山主任専門指導員）

ただいまより、第3回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。私は、本日、司会進行を務めさせていただきます、技術管理室の中山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付させていただきました次第により進めさせていただきます。まずはじめに、長野県公共事業評価監視委員会、福田委員長様よりごあいさつをお願いしたいと思います。

### 2. あいさつ

福田委員長

今日はよろしくお願いいたします。10月に第2回委員会をやりまして、そのあと11月の10日、14日と皆さんに現地に行っていたきまして、私は行けなかったんですけども、そのかわり、県の下見のときに同行いたしまして、全部のコースを見てございます。今日は審議ということで重要な日ですので、10時から予定では15時半までとっておりますので審議をよろしくお願いいたします。

事務局（中山主任専門指導員）

ありがとうございました。なお、本日は佐藤委員さんが午後からご出席、また高木委員さんと福江委員さんがご都合により欠席されておりますので、ご報告いたします。それでは議事に入りしたいと思います。福田委員長さん、よろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

#### (1) 平成20年度長野県公共事業再評価について

##### 1) 意見書のとりまとめについて

福田委員長

議事の前にはですが、議事録の署名委員というのを名簿で回っているんですけども、石澤先生、この前、欠席されていたので石澤先生と、あとご欠席された千賀先生と、お二人に議事録署名委員をよろしくお願いいたします。

早速ですけども、議事に入ります前に、これ資料として配っているんですが、その中のA4の資料、今日の進め方ですけども、とりあえず意見書というものをまとめていただかなければいけないんですが。そのまとめ方と、まとめに当たった進め方、それを最初に確認いたしまして個別の審議に移りたいと思います。この資料の、まずこのスケジュールという資料 - 1の1ページ前にあるもの、これ私、ちょっと作成してきたんですけども、見ていただけますでしょうか。

意見書なんですけれども、まず今日ですけども、12月25日木曜日、これ第3回委員会になります。それで意見書の構成、整理のやり方、これ今決めますけれども、どういう形で構成を、どんな構成、意見書にしまして整理にするかという形を決めまして、それで欠席委員さん、必要だったらということで12月19日までに欠席の方の意見を求めていたということです。それで16事業に関する審議を今日出すわけなんですけれども。

そのあとですが。大体、どこの県でもってはいけないんですけども、あと、事務局のほうで意見書を代筆してということがありますが、これうちの委員会ではいたしてごさいません。みんな手弁当でやっていくと。意見書はみずから委員たちで書いていくということでやってごさいます。そんな意味で、かなりきついスケジュールになるんですけども。まず1月18日、これできれば、私15日と思ってごさいます。なかなかちょっと年を挟んでしまうので、年末年始、だから私はまとめにつきまして、たたき台をとりあえず私がつくると。それで、全員のメールアドレス、これ昨年とかもちょっとやらせていただいたんですけども、それをお教えいただいて、それで私のほうから直接皆さんに、こうい

う意見書、素案をつくりましたというのをあらかじめお送りいたします。

それで26日に説明して、次の委員会です、で済む話なんですけれども、それだと当日ということでバタバタしてしまいますので、できるだけ15日、遅れても18日になってしまいますけれども、そうしますと16日、もしくは19日からその下の段ですね、25日の日曜日までに意見書の案をそれぞれチェックいただいて、ご欠席の方とかからの個人意見があれば、1月23日までに提出いただくと。

そして26日に第4回委員会です。このときに主に全体意見、これ全体というのは何だということをもたあとでご説明しますけれども、全体意見の内容を確定して、意見書の最終版に向けての審議をしていくということなんです。このときに、すんなりいけば、これを最終委員会とできますけれども、もしたたき台とかに、手を入れたらいいんじゃないかということでまとまらなかった場合、26日に委員によって、もう一回開催するかどうかというのを決めていくと。

それで、下に書いてございます。1月30日以降なんですけれども、2月中、方針1ですね、2月中に第5回委員会を開催するかどうか。それとも、1月30日というか、締め切りをもって、2月第1週ぐらいにも県への提出を行うかと。これが通常、委員会、事務局の当初の予定でということはあるんですけども、この委員会運営も委員独自に任されているというやり方をとってますので、ここは26日に決定をしていきたいということでございます。

欄でいいますと、26日月曜日の下に1月29日と、網掛けをしたのがございませうけれども、26日、これ私、26日と27日が作業をするのが不可能なので、28日、29日あたりでもう集中的に修正とかをしてということで、また皆さんに修正、一応最終版と思ったものをお送りいたします。それで確認の、皆様の全体意見、専門的な面で分担とかが出た場合は書いていただいりとか、個人意見の追加修正とかがあればということで、これも皆さんも忙しくなるんですが、29日から30日あたりでそれをまとめていただいてというやりとりは、この辺で起きてくるかなと。でも、これも26日以降ですね。もう一度やるか、もうこれで小さなところ、修正が大きくなかったらやっつけてしまおうかと、これは、だからそのときに決めるという方向で進めたいと思います。私の案でございませうけれども。

それで次のページ、資料-1を見ていただけますでしょうか。なぜそういう個別意見と全体意見が、ということで動いているかといえますと、意見書とい

ういうことで昨年から、これ普通だったら県の再評価、継続しますとか中止とか、提案どおりでいいですぐらいの文言で終わってしまうことが多いんですけども。実はそうではなくて、その賛否が、もしかしたら全員一致しなくても、継続すると全体としては決まったんだけども、実はこんな意見で、ご自身としては休止とかも致し方ないかというのを受け入れて、それも否定する話でないとか。あと専門的、いわゆる今までは、従来土木技術的な話というのが多かったんですけども、経済面とか、あと地域の振興とか、いろいろな面からのご意見もかなり出ています。そういう面から見て、全体意見というよりも、専門的に、個人として書いていきたいとか、さらに評価上の課題だとか、事業をしていってこれからも起き得るだろうとか、いろいろな意見が出てきますので、全体意見よりも、むしろ個別にじっくり書いていただいたほうがいいなということ。

昨年はこれ全体意見、1番に、この資料1の1ページ目です。「再評価に関する委員会としての全体的な意見」として、(1)(2)(3)(4) これまとめてございます。これはもう結構議論して、審議して、これは全体としていいだろうというものをここでまとめたわけです。

4ページ目、「再評価事業に関する委員の個別意見」でございます。特に専門的に突っ込みたいとか、つけ加えたいとか、全体意見では収まり切れないという面で書いてもらったりとか、委員さん個人で、県のほうからデータとかを入手してさらに分析したいとかということでもまとめたものがございます。今年もこういう形で一応やってみてはいかがかと思うんですけども。この構成と進め方について、最初ご意見とか、意見交換をさせていただいて、これが決まらなないと、アウトプットが見えないとなかなか難しいと思いますので、これについて何かご意見とかはございますでしょうか。こういう形でいいなら今年もこれでいきたいという私の案でございます。よろしいですか。

出席者一同

はい。

福田委員長

では、全体意見と個別意見という形で、とりあえず、もうとにかく意見を言っていたいただいて、それが全体となるか個別になるかはあとの話ですので、そういう仕分けをしながら準備したりとかという形で今日進めたいと思います。スケジュール的にも一応、こういう形で行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 2) 県の対応方針案に対する意見について

福田委員長

それでは個別の審議にもう早速、今日、量が多いので、入りたいと思うんですけども。今日午後に、三木市長さんと中村町長さんと平松先生がいらっしゃらなくなって、午後、退席されてしまうので。12時の終わる前、そうですね、20分ぐらい前には、3名様のあとのほうに控えている事業とかで言いたいこともいろいろあられると思いますので、20分ぐらいとって優先的に意見をいただくということにしたいと思います。それで、1個1個個別にこういう審議なので進めていくわけなんです。まず今までの委員会なり、現地とかで委員の皆さんから事務局と、あと県のほうに、ご担当のほうにかなり宿題というか、追加説明を求めたものとかもありますので、1個1個の事業についてまず県の追加説明をいただいて、そのあとに個別審議に入るという形で、1個1個進めてまいりたいと思います。事業の数が多いので、1個当たり大体20分ぐらいを見ておりますけれども、今日の進め方はそれでよろしいですか。

出席者一同

はい。

福田委員長

では最初に道路事業から、まず県のほうで追加説明をお願いします。

堀内道路建設課長

おはようございます。道路建設課長の堀内でございます、よろしく願いいたします。

それでは追加資料ということで、A 3 版の資料 - 2 を見ていただきたいと思います。まず費用効果分析の基本的な考え方ということでございます。道路について、一番上でございますがご説明させていただきます。

道路整備が行われる場合と行われない場合、それぞれについて、一定期間の費用の増分と便益の増分を現在価値に換算いたしまして、B / C、B というのが便益の方ですし、C というのは、コストでございます。その比率を費用対効果と言っております。供用開始後、40年間というのが現在の計算となっております。

便益の中身でございますけれども、3つの項目によりまして計算するということになっております。1つは、走行時間短縮便益ということで、道路整備を行った場合と行わない場合の走行時間差を車種別の時間価値原単位で金額換算して算定します。1分当たり、乗用車だと60円ぐらいになりますけれども、そういった具体的な単価が決まっております、その時間短縮によりまして価値を積算するという形になります。

それから2番目が、走行経費減少便益ということでございます。これは道路整備を行った場合と行わない場合の走行経費の差ということになります。走行経費というのは、走行条件が改善したことによりまして、燃料、あるいは油脂費、タイヤ・チューブ費、車両の整備費、車両の償却費等の走行距離単位当たりの原単位が決まっております、それによりまして算定するというやり方でございます。

それから3つ目の、交通事故減少便益ということでございます。道路整備を行った場合と、行わない場合の交通事故による社会的損失の差ということで、社会的損失とは、人的・物的損害額、事故による渋滞損失額というものを算出するということになっております。

1番、2番、3番ありますけれども、この3つの中では1番の走行時間短縮便益というのが大体全体便益の9割以上を占めておりまして、これが一番大きな費用便益になります。2番、3番というのは1割以内でございます。

右側の費用、コストの方の計算方法でございますけれども、2項目ということで、1番目は道路整備に要した費用で、工事費、用地費、補償費等の合計額です。

それから2番目といたしまして、供用開始年次から40年間の道路の維持費、道路清掃費、道路照明費、オーバーレイ費用等でございます。これも維持管理費よりも整備費のほうが、非常に大きなお金になっております。

一応こういう形になっておりまして、ここで審議いただいております、国道142号の佐久市の佐久南拡幅については、費用対便益は4.5という数字となっております。4.5の内容としましては、便益のほうが214億円、コストが47億円ということであります。

それからもう1枚めくっていただきまして、資料-3というのがございます。前回、委員の皆さんからご質問がありまして、追加するというお話でございました。資料-3のA4の横書きのものでございますけれども、歩行者・自転車の利用状況及び人身事故の状況でございます。まず、どんな形でこの道路を歩行者が使っているかという質問がありました。主に使っているのは、この真ん中のところにありますけれども、歩行者・自転車の利用数ということでございますが、歩行者は、主は小・中学生、それから自転車が、中学生・高校生ということで、図面にありますけれども、左のほうからいきますと、岸野小学校というのがございます。この熊久保地区から歩道を使いまして岸野小学校へ向かいます。今度は右にいきますと、泉小学校というのが真ん中にございますけれども、これにつきましては、桜井地区の皆さんが国道をいきまして、三塚の歩道橋を渡って泉小学校へ向かいます。それから、右側のほうに野沢北高校、それから野沢中学校がございます。先ほどの2つの小学校も野沢中学校へ通うということになりますので、この熊久保、あるいは桜井地区の中学生たちは、この野沢中学校の方へこの道を使って通います。あるいは、野沢北高校へ生徒が通うという形で、実際の平成9年、11年、17年の状況は、表のとおりでございます。

それから、事故の関係で、前回、こちらからお示した資料が平成17年までしかなかったということで、最近の状況はどうなんだというお話がありました。そこで、18年と19年を追加させていただきました。18年が10件、19年が5件ということで、この6年間で51件の事故が発生しているという状況でございます。

追加の資料の説明は以上なんですけど、前回の中でもう1点、ここの道路を利用するのはどんな車なのかというご質問がございました。いわゆる将来交通量、

約20,400台ということでございますけれども、この内容につきまして、ご説明させていただきます。20,400台の内訳は、佐久市内を出発しまして、同じ佐久市内あるいは佐久地方へ通う、あるいは移動する皆さんというのは約8割ぐらいあります。それから、佐久市内の皆さんが県内、県外など佐久以外の場所へ移動するというのが、約1割ぐらいありまして、残りの約1割というのが通過交通ということで、佐久市以外の県外から県内とか、県外から県外とか、そういった皆さんが約1割ぐらいです。やはり、この地元の佐久市内の皆さんが、佐久市内で移動したりするのが非常に大きなウエイトを占めているという状況でございます。

あと、全体の伸び率等の話もございました。特に全国的に交通の伸びというのは、平成11年のデータを基にした平成42年の伸びがあります。平成11年のデータがこれまで一番新しいということで、現在、平成17年のデータを国が作成中ということでございますが、この箇所は平成11年のデータに基づいて42年の交通量を推計するというのでやっております。この平成11年と42年の交通量の伸びを見ますと、全国的には約1.16倍、16%ぐらい伸びています。うち関東エリアは約1.15倍ということで15%ぐらい伸びており、長野県は1.09倍ということで、関東エリアの中ではちょっと低めです。この佐久市につきましては1.10倍ということで、長野県内の市の中では比較的多い方です。県内の平均の1.09倍よりちょっと多いということで、これは人口が増えてきているということもあるかというふうに思います。

そんな中で、今回、交通量推計をして20,400台という数字を出したわけでございます。交通の内容的には、先ほど申し上げましたような状況になっております。

一応、前回、ご質問いただいた内容について、ご説明させていただきました。ご質問があれば。

福田委員長

佐久南拡幅について、今、追加説明がありましたけれども。いかがでしょうか、ご意見は、特に意見とかはございませんか。

千賀委員

ちょっとよろしいでしょうか。私、いろいろな意見があるんですけども、ここはよく知っている場所なもので、言わせてもらいたいんですが。

ここでどうして事故がこんなに発生、事故は確かに多い場所なんです。ただ何で多いかという、皆さんが、つくった方がいるから、これ一直線なんですね。そうしますと、ここの道というのは、結構大型のダンプとかトラックとか結構走るところなんです。それで、実際ここで死亡事故とか、確か平成16年の死亡1件と書いてある、どうしても、私、何で1件かなと思うんです。思っただけなんですけれども、何というんですか、これ要するに道路事情がよすぎてしまって、皆さん、逆にスピードを出す人が多いんですよ。だから、ある意味で二車線にすれば多少、追い抜きも減るかもしれないし、いいのかなという気がするんです。

それで、私もちょっとその死亡事故もちょっと担当したことがあるんですけども、単調なこれ直線ですよ。多少、むしろ変化があったほうが事故は少ないのではないかなという気もするんですよ。それで、何でこんな、相当な死亡事故が、被害者の人がちょっといいかげんな運転というか、ボーッとしているというのがあるとか、そんな気がしてしまって。死亡事故で、加害者になった人も、県外から当然来て大型で走ったんですけども、彼とちょっと話してみたら、もう感覚が違うんです。要するに、あなた、この道を通ってどこへ行くつもりだったんですかと聞いたことがあるんです。そうしたら、当然軽井沢、群馬のほうから佐久へ入ってきまして、この道路を突っ走って、そして諏訪へ行って、諏訪から木曾高速に乗っていたんだというんです。木曾高速というのは国道19号、だからそういう感覚の人がいるんですよ。

だから、道路ばかりが正じゃなくて、やっぱり運転する人のモラルがかなりあるのではないかなという気もするんですよ。

堀内道路建設課長

死亡事故は、追い越しで事故を起こしています、対向車線に出て、それで死亡事故を起したということです。あとは交差点の右左折の接触とか、止まったりする車に追突しているというのが多いです。だから、ここは直線コースで見

通しはいいんですけれども、やっぱりスピードが出ているので、ちょっと止まったりしていると追突するというのがあるようです。

今回は、追い越しに関しては片側二車線になりますので、そういう意味においては、少し安全になるだろうと思います。

#### 福田委員長

ここは、何人かの方々も現地に行かれて、最初は交通量が推計が多くて、道路、こんなに整備が必要があるのかという意見があった中で、見ていく中で確かに多いなとか、確かにそういう実感も持たれた方も多いと思うんですけども。今日の県の追加説明とかがある中で、一応これ審議の結果として、再評価案というところがありますが、それで継続と。特にコスト縮減とかどうこうでなくて、この事業を継続ということで、審議する内容としては、もうこれを提案どおりに継続するかと。特に課題とか、事業的な課題、評価とかの中で、これで継続でいいとなるかということです。いろいろなこんな課題を残しながら継続としていくか、いろいろその部分を審議していくということになるわけなんですけれども。現地へ行かれて、感想とかでもかまいませんので、何かありましたら。

#### 柳沢委員

今の死亡事故、事故の件数が増えたということで、その中で、スピードを出しやすいという話だったんですが。これはもともと、要するに交通量をたくさんさばくという目的のためのものですよね。ですから、形を変えるとか、あるいはちょっと気になったのは、交差点間のところの距離が短い部分があって、あそこの信号の制御の仕方も考えないと、むしろ交通量が思ったほどさばけないのではないかという感じも見られたんですけども。

今の事故はという話があったときに、この表の機能のことを考えれば、車線数を増やして、しかも系統制御にしてさらに長く、ただ事故も起きやすいところであるということであれば、何かその運用上、事故を減らすような方策も同時に考えられたほうがいいのではないかと。特に構造を変えるとかということじゃなくて、運用をどうするかと。

福田委員長

それについては、何か県のほうで。

堀内道路建設課長

今の信号機の関係ですけれども、この国道142号と交差する国道141号について、公安委員会では信号機の制御のやり方が、管制センターではなくて各信号機にコンピュータを積み込んで、それで、最新のデータを使いながら交通を流すというやり方を来年の4月から試行するようになっています。国道141号と国道142号が交差する跡部の交差点ですけれども、これもその中に組み込まれております。ただ国道142号のこの東西方向については、まだちょっと今回の中に入っていないと思いますけれども、多分、この辺も今後入っていくのではないかと思います。ですから、交通の流れをよくする方向で、公安委員会の方では専門用語で「プロファイル型」というようですが、そういった信号制御を考えているようです。

福田委員長

一応、交通事故に関しても対処していると。現地に行かれた方とお詳しい方が感じる中で、そういう対応があるということです。ほかに、佐久南の拡幅について、ご意見は。

これについては、現地へ行かれた方とかから特になさそうなので、それですと、この県案どおり再評価、県の内部で再評価案について、委員会としても継続して認めるということで次に行ってかまわないでしょうか。

出席者一同

はい。

福田委員長

はい。これはそういう形でまとめたいと思います。

次は、道路事業の中は1件だけでしたので、これで終わりですので。次に街

路事業ですけれども1件、内環状南線ですね。これについてお願いします。何かあればお願いします。

北村都市計画課長

おはようございます。県都市計画課長の北村でございます。よろしくお願いします。

11月10日に現地を調査していただきました。そのときに特に19号との、鎌田の交差点の食い違い交差が解消されているという状況、それからJRの篠ノ井線を跨いでおります中条の跨線橋、この橋梁がかなり古くなっている、老朽化しているということで、橋梁の長寿命化計画というのがございますけれども、その中でもこの橋梁については、今後10年の間に架け替えが必要な橋梁と位置づけられております。この橋梁の架け替えをし、それから、自転車と歩行者の関係でございますけれども、松本市自身でも、「自転車に優しいまちづくり」を進めているという中で、この内環状南線につきましても、歩道と分離した自転車道を設置するというので、現在、その検討を進めております。現地ではそんなような状況説明をさせていただきました。

また委員から、特に跨線橋の東側の交差点について、現在この跨線橋の縦断勾配が8%ということで、特にその東側交差点のところでは死亡事故はございませんけれども、追突あるいは出会い頭の事故というものが多いう状況のようでございます。この急勾配を解消し、取り付け長を延ばす関係で、その下りてすぐのところの市道との交差形式が平面交差にならないということで、この交通はどういうふうに流れるでしょうかというご質問がありました。南側から来た、あるいは北側から来た車がどういうふうな流れになるかということですが、手前の市道を利用し、この内環状線に乗っていただくというような説明をさせていただいております。

それから、あと、現地のほうのご質問の中で、内環状南線を19号のほうから通りまして、跨線橋を越えて二の丸豊田線という、今年度完成した街路に出るわけですけれども、その二の丸豊田線の渋滞に拍車がかかるのではないかとというようなご質問があったかと思っております。これにつきましては、現在、松本都市圏の総合都市交通体系調査というのを進めております。二の丸豊田線の東側に、

一応、構想としての内環状東線というのがございますけれども、こういうものもあわせた中で、先ほどの松本都市圏総合都市交通体系調査の中で、将来的な位置づけを検討していきたいというお話をさせていただいております。

以上、現地の中でのご質問等のご説明させていただきました。説明としては以上でございます。よろしく申し上げます。

福田委員長

これも現場に委員の方々が行かれ、かなり渋滞の状況というのも把握できたかと思うんです。これも再評価案は「継続」ということですが、あとは、現場で出られている課題、何かございますか。

石澤委員

よろしいですか。こういった道路整備、都市計画道路の整備というのは非常に大事だとは思いますが、その部分だけ改良して、その次の部分というのがあるんですね。これは松本の場合だと、内環状線の一部なんですけど、全部完成しないと、結局効率的に機能しないと思うんです。そこのところはぜひ早く、それに続くところをぜひ、特にバイパスのほうはこれはいいとしても、東側、こちらのほうをぜひ早く着手していただいて、より効率的な道路体系にしていきたいという気持ちです。

福田委員長

松本については、皆さん、前回の委員会でもそういう意見が多かったんですけども、どうでしょうか。

北村都市計画課長

ちょっとご説明申し上げましたけれども、現在、今年度から22年にかけて、松本都市圏総合都市交通体系調査というものを計画しております。本年度は、道路の交通量の状況でありますとか、それから、人の流れを中心としました調査をしております、この中でこの内環状線、あるいはもう少し広い範囲の中での広域の交通のネットワークというものを検討してまいります。

そういう中で、将来的な道路の整備の順番とか、こういうものも検討してまいります。この内環状線の旧環状南線の部分が完成いたしますと、先ほど委員がおっしゃられた東側の交通がどういう形になるかということで、この道路の位置づけを計画しながら、事業を進めていきたいということです。以上です。

福田委員長

そういうのが見えてくるのが22年とかということで、とりあえずそこに行く段階への、この部分についての街路事業が改正という形で、それはもう継続して、ここの提案どおり継続していくということによろしいですか。

石澤委員

その場合ですけれども、ハード的な整備はちょっと時間がかかるとしても、信号の制御とか、即効的なことをぜひ検討しないと、母袋の高架橋みたいなことになってしまったのではほとんど意味がないですよ。あれはあれで立派なんですけど、結局、信号のところで車がとまってしまって流れないというようなことがありますので。ハード的なことの整備、一番ハードができれば、そのソフト的なものをすぐにやっていただきたいです。

北村都市計画課長

二の丸豊田線という道路ができて、松本の駅からあがたの森のほうへ向かう国道143号ですが、二の丸豊田線の方に右折できるように今年からなりました。そうすると、駅前の道路が少し渋滞して都心内の交通を阻害しているのではないかなというようなお話が現地でございます。これについては、今、公安委員会の方と信号の現示の関係をどうしようかということで、検討しています。

それから、この内環状南線の交差点につきましても、これからになりますけれども、公安委員会と話し合いをしながら、この早期対策等を考えていきたいと思っております。

それとこの、先ほどいいました松本都市圏の総合都市交通体系調査の中で、公共交通の利用促進を図るような方向で検討を提案していきたいと思っております。

福田委員長

具体的には。

北村都市計画課長

具体的には、これからどんな提案が出されるかということですが、バス利用の拡大のための施策、例えばパーク・アンド・ライドでありますとか、交通システムのいわゆる改良でありますとか、公共交通同士がうまく結びつけていけるようなことで、交通結節点の強化も支援できるものがないかというものも提案していければと思っております。具体的には、まだこれからでございますので、何分、よろしく申し上げます。

福田委員長

いろいろ市民生活の目から見てということですね。

北村都市計画課長

市民生活、そうですね、公共交通の利用拡大でありますとか、それから、それが一般車両の渋滞緩和につながるかと、意義はいろいろと出てくるかと思うんですけれども。

石澤委員

公共交通の話が出たんだから、一言言わないとあれなんですけれども。

公共交通の利用促進をやるためには、車社会がいいというような発想はやめないとだめなんです。つまり車をいじめないと、公共交通の利用促進にはつながらないということは、やはり忘れてはならないと思うんですけれども。いかがですか。

北村都市計画課長

その辺、今現実の社会の問題もありますので、そういう意識を持ちながら、いろいろ検討していきたいと思っております。

石澤委員

住民の意識を待っていただけではなかなかうまくいかないんですけれども。どうしても、やはり、身近な利便性にどうしても行きますから。だから、住民の意識じゃなくて、別の方法でやはりマネジメントが何かをやって、そちらのほうに向けるということをあわせてやらないと、車を使わない方向に持っていかないと、公共交通がいくらシステムをつくってもそれが効果を発揮しないということがありますので。

そういうふうな視点、ちょっと行政から持っていくのは難しいのかもしれないけれども、そういった視点というのは大きく、政策的に取り組んでいただきたいと考えます。

福田委員長

ほかに何かございますか。

三木委員

ちょっといいですか。この書かれていることとは直接関係ないんですけれども、せっかく課長さんがおいでなものでお願いなんですけれども。

須坂市は、都市計画街路の見直しをしているんですが、今までは18mで来たんですけれども、なかなか地元の方がそれほど広い道路はいらないということで、16mないし12mということで、12mですといろいろ交通に支障等があるということで、16mでこの間、市の都市計画審議会で決定してもらったんです。

県でも、こういう形で再評価という形で見直しされているものですから、地域の実情を踏まえて、一端決まった道路だからそのままということで厳しく見るのではなく、実情に応じて、市のほうの道路についても見直しを進めてもらいたいというふうに思っています。その際に、あまり資料をたくさん求められますとそれ自体が過大な負担になりますので、大体、この道路が18m必要かどうかというのは、専門家の皆さんはおわかりになると思うので、説明のための資料をつくるというようなことではなくて、ぜひそういうこともご理解いただければ大変ありがたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

北村都市計画課長

特にここで、こういうふうに見直しをしてくださいというお話はできませんけれども、いずれにしても、今、長野県だけではなく、都市計画道路の見直しは全国的な話でございます。実際のところ、都市計画決定した道路の整備の状況が非常に低い状況です。特に長野県におきましても、一般的にいう改良率という言葉で申しますと4割ぐらい、4割に満たないような状況になっております。従来からいきますと、どんどんこの改良率を上げていかなければいけないというような発想でやってきたわけでございますけれども、現在の社会経済情勢を踏まえるとどんどんと改良していくという状況にないという中であります。

そういう中で、都市計画決定した道路の見直しというものを現在進めておるという経過です。今市長さんが言われましたとおり、実際にその事業の実現性があるのかどうか、あるいは、その隣といいますか近くに、その機能を代替するような道路があるのかという視点で都市計画道路の見直しを進めるべきだと。

さきほど、資料をたくさん求められ、課題な負担になっているというお話しですが、その点については、資料の資料とならないような形でできるように進めてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

三木委員

今、課長さんからそういうお答えをいただいて大変ありがたいんですけども。結局、改良率を上げるということの中に、これから本当につくれない道路とか、必要ない道路の分母の部分の減らしていけば、改良率も自然と上がっていきますし、どう考えてもこれから都市計画街路を充てるのが難しいという地域、非常に重要な建物があつたりして、以前と価値観が変わってきていますので、何かそうおっしゃった方向でぜひまた検討してもらいたいと。

また一方、要望が多いのは歩道の整備とか、信号機の整備等でありますので、そういう面をまた重点的に目を向けていってもらえば大変ありがたいと思います。以上です。

千賀委員

すみません、私、初めて参加させていただきます、どうしてもなかなか都合

が合わなくてすみませんけれども。道路について、実際、私、ここを見学しているわけではないので具体的になんですが。

今、お二人の委員さんのお話を伺って私も同感するところがありまして、交通量をさばくということが、今、行政さんのお話だと一番大きな点になっているというふうに伺いますが。もう少し新しい価値を入れていかないと21世紀、都市計画というのはいつまでも都市型というか、つまり石油エネルギーを使わない地域社会、CO2を削減するような地域運営をしていくと、これはもう大前提なんですね。そういうことを前提にした都市計画に、もしまだ都市計画が十分に進んでいないならば、逆にそれを、そういうところで変えていく契機になるはずなんですね。

それから、石澤先生がまさに公共交通、先ほどおっしゃいましたように、まさにということで、今、申し上げた原則からいっても電車にかえるとか、公共交通をもっと使いやすくすると、そういう形での道路整備ということをする必要があるのかなというふうに思います。

私はたまたま大学で自転車部の顧問をしているんですが。部員が60人ぐらいいて、全国にまたがる、全国に最近行くんですけれども、非常に危険です、道路状況が。これヨーロッパに行くと非常に安全で、かつ快適な自転車道のスペースをつくっています。これが全体としては、石油依存であるとか、そういう削減につながるということで非常に大事な交通政策のあり方だと思いますので、ぜひ、そういうものをお考えいただきたいと思っています。

### 三木委員

すみません、私の発言を誤解があるといけないんですが。私どもは、今、見直したところは、救急車も入れないし、そのようなひどい都市計画道路です。そういう道路を整備するのに、18mでは地元の人には困ると。それで16mにぜひしてほしいということですから、遅れているところは、私は都市計画道路として整備していただきたいということでもありますので、よろしくお願いします。

### 千賀委員

それは私もやぶさかではありません。

福田委員長

すごく貴重な、先ほどの道路の事業についても、高畑先生がいわれたのもそうなんですけれども。結局、県案どおりこれで継続ということで見たとしても、いろいろな意味での課題というか、多そうで、交通のあり方というか、長野県の総合性もそうですし、あと、現場からどう見ていくかということとか、市民とか、いろいろな意味での必要性、整合のとり方とか、その取り方の考え方とか。そういう面も課題というのが多いというのが、やっぱり委員会でも書いていく必要があると思います。全体意見の課題としては、おそらく多く出てくるので、全体として私が意見でまとめてもらおうと思うんですけれども。

委員の皆さんもいろいろなご専門から、その辺、同じような認識を持っていらっしゃるんで、ぜひ個別意見で、もう忌憚なく書いていただければと思います。これはやっぱりそういう意見と、これ認める、継続して事業自体は認めるんだけれども、その事業の背後というものも今後考え直していかないということというのは、やっぱりいっていかないといけないので、委員の皆様もそれぞれ、そうですね、ボリューム的に2枚とか3枚にいかないで、A4半枚から大体1枚ぐらい、半枚ぐらいでしょうね、いろいろな意見、事業について出てくる、書かれる人はどうぞ書いてください。そういうことでよろしく願います。県のほうからも何かほかに、補足とかがありますか。

北村都市計画課長

特にはございません。

福田委員長

委員の皆さんは。

平松委員

今回、この県の案に関してはやぶさかではないと思うんですけれども。確かにここはすごく渋滞するところなんです。でも、松本というその地域の特性として、要は基本的にはほとんど二車線がない地域なんです。というのは、ということは、どこをピックアップして説明されても、これは必要とか、そう

ということになってしまふんですね。

という、今回はしょうがないなと思うんですが。次回以降、全体的な計画の中で、だから特にここが最優先だとか、そういうふうな、そういうようなことがわかるような資料を提供していただくと、より何かスムーズに進んでいくのではないかと。私なんかはここに住んでいますから、ここはすごく重要だなということがわかるんですが、全然見たことのない人は、この比較できないんです。だから、そういう全体的な資料の中の、一番最重要スポットとしてここが挙げられるからここが必要なんだという形のものが、というものがあればいいのかなと。

あと、またこれを整備すればすべてOKだという話ではないですので、これがどこにどういうふうにつながっていくのかという、ここを優先することによってもっと便益が上がると、ほかのところを優先してやるよりも便益が上がるという形の何か資料があれば、すごく都合がいいというように思います。

福田委員長

この問題も昨年とかも出ていたんですけれども、要はどうしてもこの5年、10年とかの事業の中で、この区間についてどうというので挙がってきてしまうんですけれども。やはり評価というのは、そういう単発的なというか、部分的なものではなくてということで。これは昨年からもお願いして、全体の中で、このプライオリティというのも5年、10年で引っかかっているから、この事業として挙がっているということも、それをいうのではなくて、本当にこの道路が全体の中でどういう意味づけがあるのか。事業として、再生産の時期が来ているんだという発想はもう捨てていただいて、ちゃんとそこを説明している資料の提供というのを願いたいと。これは、もうずっとそういう評価の仕方で来てしまったので大変ですけれども、これは改めてお願いしたいと思います。

非常に難しい話ですけれども、やはりそういった説明のあり方というのがとても重要だと、みんな認識しているところだと思います。これを平松先生とかも書いていただいて、また意見があれば。

柳澤委員

今の平松先生の話につながっていくことだと思うんですが。やはり、松本の都市計画をどう考えているかというところだと思うんです。環状線のところは交通量を増やすよう、要するにさばけるようにして、その市街地の中を自転車とか歩行者とかという人たちのために安全な道にすると。そのためには、車を、通過交通は中を通さないようにするので、外側の環状線が必要なんだというシナリオであれば非常にわかりやすいと思うんです。

ですから、松本の都市計画の考え方が、この環状線のところにどう反映されているのかというところがちゃんと説明できていれば、ここの環状線の役割というのが非常に重要だなというのは委員の皆さんもわかっていただけではないでしょうか。というのが、平松先生なのですが。

#### 福田委員長

松本の都市の全体の中でどういう問題があって、この環状線がどう位置づけられて、それで、たまたまこの区間がそういう整備の評価の時期に乗ってきたんだけど、でも全体から見ても、こんな位置づけの中で重要な案だとか、必要性とか、その辺、そういうロジックということで出していけるというのが、これがすごく重要というか、多分、委員会が続く限り、この委員会のメンバーが変わっても言われ続けると思いますね、今後。皆さんそれぞれ道路というのを道路単体で見えてなくて、利用者の側、都市計画の側、環境とか、いろいろな面で見たとときに、そういったものが見えないと本当に評価できないとなってくると思いますので、その辺はちょっと委員会モードにかけ続けられないのかなと思っています。評価の仕方のあり方ですよ、この資料ということだと思いますけれども。ほかに何かございますか。

#### 松岡委員

また同じようなことかもしれないんですが。それ、例えば先ほどの三木委員さんが言われたようなこととも、今深く、柳澤委員さんが言ったことも重なっていると思うんですが。ただ具体的に、例えば国、県、市町村というところで管理を任されているような道路の体系、あるいはまちづくりの体系の中で、それぞれ縦割りになっていますので、ではここで意見として付随しておくという

だけでなく、地域の都市からは何とか変えていけるように具体的に動いてほしいみたいな意見が出ているのを、その方法論的か、あるいは、どこかで決めなくてはできないわけですよね、それ、幅を持たせてもいいということ。では、どんな手続きでどうしていけばそういうことが可能になるかというようなところまで踏み込むか、ここに書いておくだけでそういう動きになるのかというのがちょっと見えてきにくいんですが。

こういうふうになればそういうテーブルに乗って、幅を持たせられるような議論が議会で行われるなり、条例なり何なりをいじるなりできますというような、その書き方だけでできることなのか、どういうやり方をすればそういう方向性、地域の方向性、地域の要するにまちづくりと一緒にしてくる、実際にやっていると思いますけれども、それを幅を持たせるように具体的なところへ踏み込めるようなもの、書き方なり提言の仕方なり、その言質をとるというわけではないですけれども、そういうやり方というものはあるかというのはどうなんでしょうか。どちらに聞けばいいかわからないんですが。どうでしょうか。これ意見として載せておいても、19年度の中でも、例えば必要ないという意見はあるけれども、ああそうですか、なのでないかということ言いすぎですけれども。

本当にやっぱり地域のそういうまちづくりの計画、須坂なんかもそうですけれども、本当に古い町並み、ぎりぎり残すけれども、ではどうする、提供者を入れて何とかするかぐらいのところまであるので。だから16メートルでもいいやというような話は思っているだけでは進まないというところがありますので、どういう手続きでいけば、それ変えていかれるか。

北村都市計画課長

都市計画の場合、いわゆるマスタープランというものをつくっています。そういう中で、いわゆる土地利用から始まって、こういう町にしたいというように都市の将来像を描くなかで、そのときに例えば道路ですね、こういう道路が必要ですよというようなマスタープランの位置づけがあると。

今回の再評価では、他の具体的な細かい事業についての説明はしませんけれども、ただ、そういうマスタープランの中で、こんな事業が必要ですよという位置づけがされて、それを具現化するのがこの事業というものです。ですから大

きなプランといいますが、計画の中で位置づけられたものをこの事業でやっており、そのなかの一つの事業について評価をしていただいているというふうに私どもは思っているわけです。

#### 福田委員長

先ほど出ている意見、皆様の意見、全部と同じだと思わすけれども、今、土地利用の全体のマスタープランとか、町のあり方とかがあって、この事業の必要性といっているんですけれども。やっぱりその部分が見えないというか、その考え方、要するに整合をとってきているといっているらっしゃると思わすです、絶対整合なしにこういうのは進んでこないの。でも、整合をどうとってきたかという部分がやっぱり見えない中で、これだけポンと出されると、1区間の事業の必要性とか、そういうものが理解できないといわれるのはそうなので。実際たくさん出さなくても、たくさん出す必要は全くないと思わすけれども。いろいろなプランなり、マスタープランとどう整合をとってこの事業があって、今、この段階にあるんだという説明がないと、やっぱり繰り返されてしまうのかなと思います。

#### 石澤委員

三木さん、先ほど書類等をそんなに多く出さないでも済むようにというご意見がありましたけれども。実際、都市計画道路のつけかえをやりましたよね。あのときかなり大変だったんですか、その書類等で。

#### 三木委員

つけかえは割合にいいんですけれども。見直し自体は大変ですよ。ただ、これは都市計画法が悪いわけではなくて、マスタープランつくりますよね、それからもう何年も経ってきて、時代も価値観も変わってきているんですよ。多分、国等では一端作ったものをなぜ変更するんだということまでが大変だと思わすです。ですから、その時代が変わってきたり、要望が変わってきたら速やかに変えていくような体制が必要なのかなと思わすです。

都市計画道路の場合は何十年もかかっていたわけですよ。多分、決めたときに

すぐ作れば、もうそれはそれで解決していたと思うんですが、そのままずっと建設ができない間に、世の中が変わってきてしまったということです。

石澤委員

つけかえは割と楽にできるわけですか。

三木委員

区域変更とか、それでも結構難しいですけどもね。

石澤委員

結構大変だと。その関係での資料問題というのはあるんですか。

三木委員

新たに18mからですよ。今回やる16mにやるほうが大変ですね。ほとんどというか、全部の地元の方は賛成するんですね。ところが大変なのが、書類を上げて手続きをとるとというのが。

だから、都市計画のマスタープランがあるんですけども、マスタープランを変えていくのにもっと柔軟性があってもいいのではないかと、それは地域で決めることですから。

もう一つ、私が思うんですけども、建設事務所だとか地方事務所が入って地域づくりと一緒に、市町村と決めていくんですから、それを基本的には重視してもらえれば、スムーズに行くのではないかなというふうに思うんですが。これは国のほうですか、主には、大変なのは、正直には。

北村都市計画課長

なかなかこれ決定したものを変えるというのは、いろいろな権利の制限が入っていますので、やはりそれに耐え得る説明もしていかななくてはいけないという中であります。簡単に、感覚だけで変更するわけにはいかないと思っています。合理的な説明が求められます。

三木委員

多分、後退線の問題もあるんですよね。

中村委員

ちょっと話が違うかもしれないけれども。例えば道路構造令なんかの問題で、今、高知か何かで1.5車線の道路、当初、  
、あるいは地方から、ああいうものが必要性にあわせて見直しがかかってくるものですから、今のような話、当然、皆さんもご苦勞かもしれないけれども、やっていくことによって改善されるのではないかなと思っています。

福田委員長

そこで業者といったときに、これをつくるということは本当にこのまま継続でいいんですけれども、評価委員として何を評価するかといったときに、やっぱり時代とともにというか、あと生活の変化とか価値観の変化とか、そういったものでちゃんと地域に主眼を置いて、変更なり、継続なり、整備の必要性なりがきちんと検討されているとか、確認、見直しされていることのほうが、本来どうかすることだと、多分皆さん思っているんですよ。

だからこれ、マスタープランにあって、今までどおりいろいろ整合をとりながら進んでいって、継続ですというのはわかるんですけれども、実はもっとその部分、価値観とか時代の中でのという中で、本当にいい検討なりをしていく中で継続だというふうであればと思います。その辺はちょっと課題としてある部分かなと、ちょっと皆さん同じ意見だと思うんですけれども、今後というか、委員会が何を評価するかという部分も含めてですけれども、ちょっと課題として書いていくことになるかなと思っています。

ほかに何かご意見はございますか。よろしいですか。

それですと、街路事業1個ですけれども、これについても県案どおり、事業としては継続と。ただ、課題なりいろいろと考え方としては、いろいろ事業上の課題とか、評価上の課題というものについては、全体意見、ほぼ全体で、皆さん同じ意見でまとめていくということになるかと思っています。よろしく願いいたします。

では次です。次は県営の住宅について、これも現地調査、2つとも行ってまいりました。県営住宅2つについて、まず追加説明等ありましたら、経過説明は出ていましたね、住宅の中でですね。追加説明していただいたあとに審議ということで。

米木住宅課長

住宅課長の米木でございます。よろしく申し上げます。

住宅の関係は、9 - 1の南松本団地、それから、10 - 1の小井川団地について、それぞれ縮小して見直しをして継続をお願いしてございます。

それで資料 - 2のB / Cの関係でございますけれども、資料 - 2をごらんいただきたいと思います。B / Cですが、下から2番目に住宅がございます。この基本的な考え方は、規定のとおり、公営住宅が一般の賃貸住宅市場で供給されたと仮定した場合に、どのような程度の家賃収入が得られるかということにより便益を計測しています。検討期間は、一応、耐用年数70年の3分の2ということで、46年ということでございます。

便益は、供給する住宅と構造、面積、設備等、いわゆる、今の県住の構造とか面積、設備等が同水準である賃貸住宅が民間市場において取引されている家賃を、それを目安にとりまして便益としてございます。それから駐車場整備の場合は、同様に近傍同種の月極の駐車場が市場で取引されている利用料をもって便益を算定すると。

それで、一番右の費用でございますが、住宅及び共同施設の建設に要した事業費、住宅建設に要する工事費とか用地等の合計でございます。それから、住宅の維持管理に要した費用。戸当たりの年間維持管理費の管理開始年次から検討期間中の費用をしたものでございまして、B / Cがそれぞれ、南松本団地においては、9 - 1のとおり、1.28で、10 - 1の小井川団地は1.21ということになっているのでよろしく願いいたします。以上でございます。

福田委員長

それですと、一つ一つ見ていきたいと思います。まず南松本団地のほうですけども、これも現地に行かれた委員さんとかもいらっしゃるんですが、いか

がでしょうか。原案は、見直して継続、事業を縮小して、かなり縮小して、縮減額も7億500万円と、額の問題ではなくて、いろいろな配慮をなされていて、B / Cの考え方も、ご説明いただいたとおりという中でいかがでしょうか。

南松本団地で、では、どちらでもかまいません。小井川団地のほうでもかまいませんけれども、県営住宅関係について。

住宅については、縮小するということであっても、そんなに県住へ入っていた入所者とか、いろいろなところで別に縮小することについてのトラブルというものがあるわけでもないし、非常に防火対策だとか、今後の高齢化に向けての対策とか、現場でもそうでしたけれども、いろいろなことがなされながらいろいろコスト縮減、そしてさらに市町村とかですか、こうやっていったときに、県だけじゃなくて、県が縮小して行って市町村への影響はないのかということに対しても、いろいろな整合はとっていかれているということなんですけれども。

ここの南松本には景観の話とかもありますけれども、いろいろな意味で配慮はされて、 のことはできたんですか、このように両方とも見直して継続という形でいいかどうか。よければ、もうご意見とかがなければ、見直して継続でOKということできたいと思いますが。

いいですか、現地に行かれた先生もいいのではないかとされていますけれども。

石澤委員

ただ、一言言えば、高度成長期、 の入り方も、日本人の所得が上がってきて、それで公営住宅の必要性がないと、人口減少という前提で、公営住宅の縮小の方向に向かっているわけですね。それはそれでいいんですけども、今年みたいなことがあると今後どうなるのかなと。これには直接関係はしないんですけども、そのところがちょっと心配だなと。

米木住宅課長

今、ただいま新聞等でごらんいただいていると思いますが、空き家を、28戸ほど緊急に使用していただくという形で、開放というか、供給をさせていただ

きます。ですから臨機応変に、あきがあった場合は対応させていただくということですが。

福田委員長

空き家というのは、その県営の中であいている部分に急遽募集して、緊急対応をと。

米木住宅課長

ええ、今、解雇されたり、社宅等から追い出された方について適用、28戸ほどあいているところを使用させていただくように。

福田委員長

そうですか。28戸、もう既に手配をして、28戸埋まったりとか・・・

米木住宅課長

昨日から開設しまして、昨日松本で早速、1件、入居されています。

ですから、この前もお話したとおり、それぞれ、その時代時代に応じてそういう制度で、例えば子育てが必要になれば、そういうものを優先入居させたり、臨機応変に対応させていただいております。

ただし、今、言われたとおり、ではそういう方が急に出入られて、公営住宅が足りているのか、足りていないのかという問題は、これは国の雇用促進住宅とか、いろいろな住宅がございます。この中で総合的に対応していかざるを得ない。ですから、ここで急に増えたからといって公営住宅を増やして、何年かたったらまた入る人がいなくなってしまうということになれば、取りつぶすという話になりますので、そこら辺は制度で対応していかざるを得ないのではないかと、こういうふうに考えています。

福田委員長

県の住宅政策としては、その金利とか、そういうものにも対応して柔軟にやっていると、それはすごくいいお話だと思います。

ほかにございますか。いろいろと公営住宅とかで、ちょっと振ってはいけないのもしれないのですけれども、結構、市町村とこちらで、県の住宅に対してとかで何かありますか。

三木委員

やっぱり低所得者とか母子家庭だとか、老齢世帯、住居に対して困っている人たちがいますので、今、課長さん言われたように、柔軟に対応してもらいたいというふうに思います。

今の若い人たち、昔と違って右肩上がりで収入が増えるという状況ではないもので、自分の住居を取得をするかどうか、すごく迷うんです。そういう面では、公営住宅の役割というのは大きいと思います。

福田委員長

ほかにございますか。

平松委員

ちょっと質問なんです。今回のこの案に関しては、何ら反対ということではないんですが。ちょっと便益のところ、先ほど説明していただいたんですが、多分、住宅のB/Cの場合、こうするのかなと思ってお聞きしていたんですが。

ほかの事業の便益に関しては、要は住民が、要は得をするというか、要は被害低減防止とか、交通被害低減防止便益とか、走行経費の減少便益とか、これはユーザーの立場に立った便益ということになりますよね。それで、今、住宅の便益をお聞きしていると、要は市場家賃、それを便益と考えていると。それでも便益ではないのではないかなと、私、素人なんでよくわからないので、その辺、お聞きしたいんですが。

本当の意味でのユーザーの便益というのは、市場家賃ほどの要は提供家賃、それが便益となるのではないかなというふうに思うんですね。それで、分子を市場家賃にしてしまうということは、ちょっとかなり多く異存しすぎかなというふうに、私、素人的に思うんです。それで、ではかなり大きなB/Cになっ

ているのかなと思ったら、1.2とか、それぐらいになっているんですね。

ということは、本当の意味でのユーザーの便益という計算をすると、0.何がしかになってしまって、それだったら、そういうふうに、要はユーザーが、便益が少ないのだったら、例えば、これはもうすごく極論です、極論なんですが、こういう公営住宅を建てると、それだけじゃないです、そのあとまだランニングコストとか、また建てかえという問題になってきますよね。それだったら最初から何人、何千人、何万人かわかりませんが、補助金を出しましょうと、一人当たり幾らかの補助金を出しましょうと、そういうやり方もあるのかなというふうに、今、この便益という値からどうなのかと思って考えて、ふとそう思ったんですけれども、その辺、いかがなんでしょうね。

米木住宅課長

おっしゃることはよくわかるんですが。例えばうちのほうは、民間住宅よりは、いわゆる公営住宅からすごく安い家賃をとっているわけです。また、今おっしゃられる、例えば民間へ入った場合、その公営住宅との差というのを補助するというようなことも、国では、今、検討中でして、いずれはそういうことも考えていかななくてはいけないと思っています。

ただしその便益が、おっしゃられるその、どういうとらえ方をするかというのは、なかなか難しいものがあるのではないかなと思います。

平松委員

これはもうグローバルスタンダードというか、全国统一にこうですということですか。何かこの、住宅事業だけおかしいんですよ、何か、考え方が。

石澤委員

計算問題あるかもしれないけれども、その助成とか補助金という制度にしてしまうと、結局、民間の供給があればという前提なんですよ。それが続けばいいんだけど、あぶれる人がいなくなるとその供給がなくなる。そう考えると、やっぱりその公営住宅のやっぱり位置づけも、やっぱり必要なんです。

平松委員

私が言っているのはそうでなくて、都会だと、多分、必要ないと思うんです。比較的その、ちょっと都会だけれども、そんなに民間のものがないというところに関しては、話は別だろうと思うんですね。

石澤委員

口を挟むようで悪いですが、都会だって、やっぱり低所得者がいますからね。そういう方というのは、もう民間だって貸したくないというような、そういう方もいらっしゃるわけですよ。やっぱりそういったところのそういう点なんかでやっぱり一つは必要だと、私は思うんですけれども、委員さんはどうですか。

三木委員

これよく考えましたら、収入の便益となっているんですね、どちらかという。これ福祉政策だから、こういう計算方法ではないのではないかなと。

米木住宅課長

過去、これは国でこういう形で全部・・・

三木委員

わかります。それは国のでね。本来は違うんじゃないかなと。

米木住宅課長

まあ、おっしゃるとおり、高齢者とか母子の方とか障害者を入れて、安い家賃で入れているわけですね。ですから、これではちょっと測れないと言われればそのとおりになるんですが。

三木委員

費用対効果で測るべきものでもないのかもしれないですよ。

米木住宅課長

細かい部分があるんですね。

石澤委員

いや、公共交通も同じなんですけれども、そういう発想が大事なんだけれども、まだ盛り込まれていないですよ。

三木委員

そうですね、多分、これ国一律だから、国はこういう、だから国会なんかもこういう説明をしているんです。投資に対してこれだけのあれだと、だからちょっと違うかもしれないですね。生活保護費で費用対効果を出すかという、出さないですものね。

石澤委員

高畑さんの言うことばかりだと、だからその算出の部分、何か検討を、だから県が独自でもうまくいかないしね。

高畑委員

これに基づいてあれですものね、国のほうのをやっていますものね。

福田委員長

逆に言えば、道路の場合と、さっきの道路で出てきたみたいに、このB / Cとか、その辺のあれはありますけれども、逆に言えば県の住宅政策とか、対応の仕方とかと、逆にすごく資料なり現場で、逆に言えば把握できたので。それについては見直して継続ということでは、特に皆さん、問題が全くないと。

ただ、そうですね、考え方としてはということで、この辺の今いろいろな課題も出たので、これは県の対してというのでもないんですけれども、何らかの形で、ちょっと提示はしてみてもいいのかなと、皆さん同じで。

平松委員

何かちょっと思うんですが、B / C、なかなか難しい問題があっただけなん

ですけれども。一応、全国統一組織に関しては、それは当然出さないと事業が進まないということになるので、それは必要だと思っんですね。

それと、あと、だれが聞いても納得できるというような示し方、その方策を考えていかれる、そのステップを踏まれるというのが大事かなと思っんです。それで、こちらにこういう形の便益に関してはこうなりますという形のものがあれば、より何か理解しやすいし、合意が得られていくのではないかなと。それは答えはこうですと、このやり方がいいんですというのは、私、全くわからないんですが、それを何か考えていかれるというのがいいのかなという気がします。

福田委員長

だから、要は長野県が全国に先がけて、この福祉の住宅政策についてのこの評価の指標というか、考え方を示していったいいのではないかという、ちょっとあれですね。

米木住宅課長

いや、これは三木市長にお聞きたいんですけれども、それこそ果たしてできるものかどうかというのは非常に難しいと。あらゆる要素があるんすね、高齢者対応もありますし、身障者、障害者対応もあります、母子家庭もありますし、それから、扶助費というか、生活保護をいただいている方も入ってきます。あらゆる要素を含んでそのB / Cを出せといても、これは相当かかって、皆さんでどこまで、ではとらえるかという問題もありますし、おっしゃられることはよくわかるんですが、なかなか難しく、何年かかかってしまうのではないのでしょうかと思っんですけれども。

三木委員

それはあれじゃないですか、私はそこまで出すのは大変だと思っんですから、こういうB / Cは、国の基準でこういうふうに出していますと。ただ、これについては、こういうような問題点というか、課題がありますという書き方ではないですか。

福田委員長

そうですね。だからB / Cは、これ計算しているんだけどもということで、あとはこちらにあるようないろいろな説明で、県としては対応されていっているという形になるのかなと思いますけれども。新しいB / Cを開発したほうがいいのか、そういう話ではなくてということ、考え方ですね。

岡村住宅課企画幹

これは、全国の公営住宅をやっている者はみんな感じていることなんですけれども。やはりB / Cでとらえるということが、その公営住宅の施策、要するに弱者のためのセーフティネットであるということで、その観点で見ただけならばということになってしまいうんです。なかなか数字でというわけにはないです。

石澤委員

だったら、そのものをつければいいんです、要は。B / Cの数字だけを出すのではなくて、そこにもう一つ、今、言われたことをつけ加えれば、十分、それなりの説明になりますよね。

福田委員長

それ、評価の仕方だとか、考え方として、要するにこれ・・・その説明の仕方です、出し方ですね。

中村委員

私なんか、住宅政策に、  
、制度的に給料をアップしてくれないといけないとか、それとか  
、言っていることが違うのかもしれない。

米木住宅課長

ですから、お金の換算しようとするといけないんです。

福田委員長

そうですね。だから、国基準ではこうだけれども、県としては、そのセーフティネットという、こうやっっているいろいろ緊急だとか、高齢、時代に応じた対応とかはしているのではというようなことを、要するに何もかも・・・

米木住宅課長

ここに市長さんがおいでになりますけれども、それぞれ公営住宅法の中で、事業主体が独自にされる幅というがあるんです。それを確認すると違うということですね。ですから各県とも、これは母子も、高齢者の方も重点的に優先入居をしたり、市町村の方もそれぞれ運用主体の考え方があって、そこをこういう形で優先入居させたりという、いろいろな方法があるわけです。

長野県としてはなるべく幅広く柔軟にやっていきたいということで、今までやってきたということです。

柳澤委員

今の、B / Cというのは、非常に大きな矛盾があるんですね。地価が安いところでは、安っぽい住宅しか建てられないということです。大都会は、地価が高いということは、高価なものを建てても公営住宅、そのB / Cが成り立つから国は認めるけれども、農村で、そんな高くない地価でないところに立派なものを建てるときにはこういわれる可能性があるんですね。あらゆる面で、これ矛盾した評価です、住宅の。

福田委員長

このB / Cというもので矛盾が見えるんですけども、県としてのいろいろな取り組みについてのご説明が、補足として、今回は一応最初からいっぱい出ているので。B / Cの持つ課題みたいなものは、委員会でもまとめるとしても、これはB / Cの持つ課題、これを国基準での課題であって、県への課題というよりも、そこは何らかの形で、全体の意見として、どう開発するというのでなく、文言としては出していただくと。

では、2つの住宅についても、両方ともなんですけれども、見直して継続、事業としては見直して継続、考え方、細かい考え方としても、一応これで承認するというところでよろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

米木住宅課長

ありがとうございました。

福田委員長

あと河川と林道なんですね。林道、2つ、やってしまいますけれども、ではお願いいたします。

片桐信州の木振興課長

信州の木振興課長の片桐でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは資料 - 2 を開いていただきたいと思えますけれども、林道事業における、費用対効果分析の基本的な考え方についてご説明申し上げます。

まず一番下の林道でございますけれども、基本的な考え方、総費用のCといたしまして、林道開設費に維持管理費を加えた額、それから総便益Bといたしまして、林道開設によりまして森林整備が促進される等の効果の5項目を現在価値に換算してB / Cによる比較になっています。いわゆるB / Cが1以上のものについて、ということになります。

検討する期間につきましては、開設された区間から随時利用されておりますので、利用されまして、その効果を発揮しますことから、事業の着手から完成するまでの開設期間と、路網等の耐用年数40年間を加えた期間ということで、検討しております。

次、便益のほうの細かい算定でございますけれども、5項目の合計金額により算定しております。まず1つ、木材生産便益といたしまして、林道開設によ

りまして、木材の搬出距離、それから経費の縮減効果、それから、路網未整備で伐採対象とならなかった森林において伐採が促進される効果、それから、林道開設前には切り捨てとなっていた間伐材が搬出・利用される効果を算出しております。

2つ目といたしまして、森林整備経費縮減等便益でございますけれども、これは森林整備のための作業員が現場へ到達する時間の短縮、それから資材運搬経費の縮減効果を算出しております。さらに、林道開設によりまして新たに森林整備が促進されることによりまして、水源かん養・山地保全・環境保全の効果を評価しまして加算しております。

3つ目といたしましては、一般交通便益といたしまして、一般の車が林道を通勤や通学等に利用することによって、走行時間と経費が縮減される効果を算出しております。

それから、森林の総合利用便益といたしまして、林道の新設によりまして、森林へのふれあいの機会が増加して、山菜等の副産物採取等の利用、それから森林へ到達する時間と費用が短縮されるというものを算出しております。

それから、災害等軽減便益といたしまして、自然災害等で公道が寸断された場合の迂回路や森林火災の延焼防止の防火帯としての効果が算出しております。

次に、費用のCにつきましてご説明申し上げますけれども。費用は、先ほど申し上げましたように2項目でございます。林道開設に要する事業費といたしまして、事業の着手から完成するまでの開設期間に要する本工事費と測量試験費を積算しております。

2つ目は、林道維持管理に要する経費といたしまして、路面整備や草刈り等の維持費、それから水路等の清掃費、それから事業着手の2年度から事業完成までの開設期間と、路床等の耐用年数として40年間を加えた期間の経費を積算しております。以上が、林道におけます、費用対効果分析の基本的な考え方でございます。

それから資料 - 5 をごらんいただきたいと思います。林道の開設工法の変遷でございますけれども。以前の林道、これは昭和から平成直後まででございますけれども、林道、やっぱり開設経費がかかるということで、林道を延ばすために、延長を延ばすことに重点を置きまして、法面保護等への投資を抑えて延

長を延ばすという方法をとっておりました。ということで、法面等が被災しやすい状況という、下に写真がございますけれども、これは単に種子の吹き付けだけで緑化を行ったものでございます。ちょっと雨が降りますと、このように被災する場合がございます。現在、林道を開設にするにおきましては、この右側でございますけれども、新たな工法が開発されてきたことや、災害に強くするというでトータルコストを抑えられるということで、従来よりも法面や排水への対策が強化されたということでございます。ここには、コンクリート構造物がございますけれども、コンクリートだけに頼らず、丸太積みの工法とか、編柵というものを用いながら被災しにくい道をつくっております。

下が、排水の流末処理でございますけれども、以前は、横断溝の流末というのは、もうその場所で放水していたわけでございますけれども、左側の写真をごらんいただけますように、洗掘等が起きてしまうということがございますので、現在では、その沢まで水を導水して排水しているというふうに工夫して、なるべく被災しにくい林道をつくっているという考え方でございます。以上でございます。

福田委員長

林道については、8件のうちの2本が今回の審議の対象と、委員会としてなっているわけですがけれども。長谷高遠のほうは皆さんも現地には行ってないんですね。それで、白馬のほうのこの林道は、現地調査が行かれたということで、私はこの林道だけは聞いていないんですけれども、現地調査を踏まえてご意見ありますか。

松岡委員

ご意見というか、ちょっと質問みたいになってしまうんですけども、いまさら何を言っているのかといわれると困るんですが。

今朝の信毎でも、新事業、新しい時代といえればおかしいけれども、昔はそんなにカラマツ林というのを整備にしる、サッと伐採してほったらかしというニュアンスではなかったんですけれども。海外へいっぱい出ていったときは、海外のほうでパルプ材にしる合板にしる、大量に山ごとということができたんだ

けれども、だんだん熱帯雨林なんかがその他で問題になってきたということもありまして、今度は国内のそういうあれに向いてきた部分があると。

そういう中で、両者のことですね、伐採したあとはどうするかというのは私たちの範疇ではないと、はっきり新聞にも書いてありましたけれども、言っていて、山の森林に携わっている地元の人たちも一体どちらのほうへ行ってしまおうか心配な部分のものが今日も、ずっとシリーズで載っていますけれども、そんなのがありました。そういうもので、伐採促進、これはプラスなんですけれども、そのあとの新たな森林整備区域、このCO<sub>2</sub>でも、海外必ずやっているのを、ではもう少しそういうところへお金を出そうかと、いろいろなことになってくると思うんですけれども。

そのときに、これ、伐採促進で森林整備というのがセットになって回っていくと、林道というのは非常にいいことになるんですが。間伐しただけで、業者の言うことをほったらかしで、では地元のほうも、とても植林できるような状況ではないみたいな状況になってしまうと、この費用便益の便益のところは全く逆になる危険性を含んでしまう。そうすると、セーフティネットとは言いませんけれども、そうしたものがうまく動いていくような、施策と一緒に動いていかないと、この林道も非常にプラスになる部分と、奥山からの土砂も、大量生産で、出口の扇状地がえらいことになるというような危険性もはらんでしまうので。そして、どこでそういうものをうまくいくように、政策としてやってあるかみたいなところができればいいなと。

#### 片桐信州の木振興課長

現在、長野県の木材生産量というのは、約30万立方ございます。現在の伐採の状況ですと、ほとんど7割ぐらいが間伐になっております。一斉の大皆伐というのは少ない状況です。

ただ、木材の価格、昔に比べましてすごく下がってありまして、今日の新聞にありますような、カラマツですと、大体高いので15,000円ぐらいと。この価格ですと、再び木を、切ったあと造林をして育てていくという経費がなかなか出にくい。もう少しやっぱり材が上がってこないと出にくい。そのためには、やっぱり木材をもう少し利用を、高く利用できるような方法を、方策をやって

いかないといけない。その利用の拡大、生産する経費を安くして高く売れるようにという方策、そこら辺は、木材利用として取り組んでいくということでございますので、なかなか現状では、カラマツ、杉というのは、十分、その再投資して造林をしていくほどの金額には至っていない状況でございます。

松岡委員

だから、政策的にはちょっと、今の、ということは、民間の山を持っている人が努力するのに任せてあるので、林道はつくってあげるけれども、なかなか高く売れないから、そうなってしまっても仕方ないという。

片桐信州の木振興課長

やっぱり、その生産にかかる経費を少なくして、その山に戻る金を多くしてやりたいという、そういう意味合いがあるわけでございます。

それから、今度は高度な加工を加えまして材の価格を高くして売るというようなものを組み合わせながら、林業に取り組んでいるということでございます。

松岡委員

新聞的な感じでいうと、合板業者がどさっと入ってきて、今の話の質の高い材として売るというよりか、みそくそ一緒に、何千立米、何万立米、それ全部一緒に買いますというようなニュアンス、そのほうが伝わってくるような感じで、広がっていきそうな雰囲気を書いてあったので、ちょっとお聞きしたということです。

片桐信州の木振興課長

おっしゃるように、背景としましては、近々岐阜県に合板工場ができるというようなこともございますので、そういう心配があるわけなんですけれども。県の方針とすれば、多少の曲がりのあるもの、そういう低質なものについては、合板工場等へ出して下支えするんですけれども、太いものやまっすぐなもの、よい木については、地域内の活用をもう少し充実させて県内で利用していくと、付加価値をつけて利用していくというふうに考えております。

松岡委員

そういうしたいということですね。

福田委員長

そうですね、山というか、要するに過疎のところの山の問題というのは、全国いろいろ見ているんですけども。長野県さんはこの、松岡先生いわれました政策的にというか林業、林業というか、森の整備という点での、どのようにローテーションして山に入って、それで林道をつくって森をつくって、そしてそれを林産業としてやっていく。例えば活用したりとか、そういうのを全国初めて、全国で一番進んでいたということで、林産業なり、材の使い方という面では、かなり全国的に頑張っているんじゃないかと思えます。

ですけども、やはりそのB/Cという問題が出てきたのというのは、出てきてしまうということですね。政策的には、深く説明を受ければ、かなりやっていっちゃうと思うんですけども。それで、県が立てた計画について、民間事業所とか市町村にどのように、合意して民間の事業者に協力してもらうとか、そのようなことまで各現場のほうのセクションがやられているということもあるということで、力を入れていても、なかなか民間事業者とかのほうで利益が出ないということ、状況なのかということですけども。行政的には非常に頑張っている点かなと思いますけれども。

平松委員

あれですよ、なかなか難しいですよ、要は利用というのは、要はその土地のインフラ整備、そうしたら、便利になったら周りからいっぱい集まってくると、それが今回の松岡委員が言われた例なんですけれども。

そうすると、当初、せっかく林業活動に良かれと思って、効率化を図れるということでこういう林道ができたとしても、逆に全然関係のない、この地に関係のない第三者が入ってきてうまく使われてしまう。それが単に防犯政策とか、そういうお金を前提とした、法を目的とした事業展開になってしまうと。それが、半分、開発的な話はなかなか出ないと思うんですけども。もし、万が一

そうなった場合に、当初考えた森林の多面的機能のメリットの部分が全くゼロになってしまう。一体何のためにインフラ整備をしたんだらうかというふうな話に陥るかもしれないので、その辺は、ちょっと今回のこれとは話が、議論が違いますが、交通整理を県のほうでうまくやっていただきたいなというふうに思います。下手すれば、一回ちょっと入ってくると、それがあとは怒涛のように入ってくるということも想定されますので、悪い前例は絶対つくらないというふうな形で臨んでいただきたいなというふうに思います。

福田委員長

ほかにご意見ございますか。

これ非常に難しい問題なんですけれども、県なり、提言というか、そうですね、道路が先か、森林整備が先かといったら、業者の意識が先だとか、いろいろあるんですけれども・・・

平松委員

あとあれですね。今回のこの林道に関しては、その木材生産というのもさることながら、防災ツールとして結構大きな災害の解決と、同時に地域活性化というのもつくるものとして必要なもので、それ辺も継承されるのがいいという気がしますね。そういう意味では、私はこれには賛成します。

福田委員長

長谷高遠線の、一応、コスト的には、ちょっとやって見直して継続ですね。工法とかもいろいろ、安全性だとか、あと木材の材として活用したりとか、そういうことも含めながら、工法も1億円削減ということで継続。そして、白馬の小谷東山線についても、これは資材の単価とかを抑えながらですけれども、それも見ながらコスト縮減で、600万円で継続ということ。

1回目2回目の委員会で、コスト縮減でいろいろ工夫しながら継続はいいんですけれども、生産の森との関係でどうなっているかということはずっともう議論されてきて、これはもう全国的には思うんだけど、かなり頑張っているけれどもという回答、これはもう堂々めぐりになってしまうんですが。

一応見直して、両方とも見直して継続で、考え方としても、林道、森林の政策的な考え方とも意義はしているんですが、課題を残しながらということで、委員会としてはいかがでしょうか。両方とも見直して継続でよろしいですか。

出席者一同

はい。

石澤委員

前委員会は私も出られず、今回初めてなので。林道に対してどういう議論があったかよくわからない、正確にしっかりと把握していませんけれども。

運用について、だから林道についてはあまり理解していないので、ちょっとお聞きしたいんですけれども。よく農道整備が、農道をつくってみたら結局バイパス的役割みたいなことでありますので、林道というのもそのような使い方の変化というか、もともとは林業整備のはずなので、振興のはずなんですけれども。以前つくったあとが、その他の用途というものも考えてつくようになってきているんですか。そういうつくようになってきたという言い方は悪いけれども。

片桐信州の木振興課長

林道の場合は、やはり開設される場所は山の中ということがございますので、この2路線のように、災害時の迂回路みたいな役割を果たす道はございますけれども、基本的にはやっぱり木材搬出というのが一番基本です。

石澤委員

木材の搬出だけでいくと、やはり林業のその産業的な存在が出てきますよね。そういう要素が備わっていくというようなことになると思うんですね。そうすると、もう林道つくれないということになってしまうので。

私は、あとであった振興的な要素というものをこれから加味していく。観光とか、そういったものを加味していくというような考え方はできないんでしょうか。

片桐信州の木振興課長

先ほどちょっとB / Cのところでも、便益のことをちょっとお話し申し上げましたけれども。木材の生産、それから森林の相互利用といったようなことも、例えば山菜採取とか、それから森林とのふれあい、セラピーですね、こういったことでも一定のB / Cの中には、便益として含まれております。

石澤委員

観光的なものはどうですか。

片桐信州の木振興課長

観光というのが、森林とのふれあいということが観光に結びつくのではないかというふうに考えておりますけれども。景観・・・例えば長谷高遠線ではアルプスを一望できるとか、白馬小谷東山線もそうですけれども、そういうようなもの、観光という、景観的にもすぐれた道ではあります。

石澤委員

数値化するのにはちょっと難しいかもしれませんが。

福田委員長

私は、森の利用は広いと書いているんですけども、いろいろな県とかを見ていると、こういう林産業とか、森の整備というだけでなく、今、セラピーと言われましたけれども、例えば森林浴とかそういうので、ミニドッグみたいなものを和歌山なんかはやっているんで、保健機能とタイアップしているんですね。それで歩いてどのぐらい、1万円で、例えば森の中を歩いてもらうと、科学的にどのぐらい身体的に効果があるとか、そういうのを出したら、名古屋とか、大阪、都市圏からもたくさん来るとかというのがあったり、あと北海道の森でも、地元の森にもっと、85%がやっぱり森とかという資源がいっぱいありますから、森の幼稚園とか森の小学校という、そういう郊外でやったりとか、いろいろな使い方があるんですけども。

長野県というのはどうなんですか、そういう地元と一緒にあったそういうものは。

片桐信州の木振興課長

長野県の場合、森林セラピー基地というのを国で認定しているんですけども、それが8つございます。その中でも信濃町、それから木曾の上松ですね。これにつきましては、インストラクターやお医者さんがついて、そういった身体測定なんかもやったり、いろいろ知識を、森に関する知識等についての説明、そういったようなことをやっている地域もございます。

福田委員長

それは民間の山に入って、公有林ですか。

片桐信州の木振興課長

公有林が多いです。

福田委員長

公有林の中を使っているんですね。

片桐信州の木振興課長

上松の場合には、国有林になります。

福田委員長

それと、この林道とのリンクというか、接点というのはありますか。

片桐信州の木振興課長

林業、要するに木材とか、林産物の生産だけではなくて、そういう森林産業といいですか、そういう森を活用したものというの、地域振興と言うか林業の振興に、つながると思います。

福田委員長

だから、この例えば周辺でそれぞれ起きてきた、それも一つの県の独自の、いろいろな地域振興なり、そういう国の事業を使ってでもそういうのが起きているんだというのを書いていかれると、もっと林道に評価が、評価する立場としてはすごく変わってくると思うんです。それで国の事業を入れながら、そういったことがこの高遠線では起きているとかというのがあれば、もうすごくやっぱりいいと思うんですけれども。

もしこの2つの、今回の評価があった線でそういうのがあれば、次回にでも追加でも出していただければいいんですけれども。次回でかまいませんので。そういう動きがあれば少し。ほかにございますか。

赤羽委員

白馬のほうに現地調査をさせていただいたんですけれども、そのときに、熊を対象に、生息環境対策というのをいろいろやっていらっしゃるというご説明を伺ったんですけれども、何箇所ぐらいですか。

片桐信州の木振興課長

ちょっと箇所数は把握しておりませんが、比較的新しい取組ではないかと思えます。要するに実のなる木を植えて、熊が出てこないようにということで取組んでいるのですけれども、ドングリとかミズナを植えるわけですが、箇所数はそんなには多くないと思えます。申しわけありません、ちょっと把握しておりません。

赤羽委員

それにつきましては、やはり、長野県としては。

福田委員長

これは、確か環境委員会とかで熊のあれはやっていますね。それとリンクさせて、森というものとどうなっているかということで。

片桐信州の木振興課長

熊については、比較的全国的には数が少ないものですから、特定鳥獣保護計画というのをつくりまして、熊と人間が共存できるようにということで、計画をつくって管理しています。

福田委員長

森が多い県ですし、ぜひ産業で、材が安いからというのではなくても、それを資源として地域振興などもやっていっていただきたいと。多分、委員会ではみんな同じ考えで、そういったことを評価できればというのが、私の感想なんですけれども。ほかに何かございますか。

柳澤委員

見学に行かれた方にお伺いしたいんですが。ほかの県の例で、特にこの林道は、谷の一番、頭の部分のその上に、工事の仕方によっては、谷の一番きれいな、いい魚の住むあたりに土砂が入り込んで、かなり荒れているというか、あとはどうなんでしょうか。

赤羽委員

、何かそういうふうになっていて、                      わからなかったんですけれども。

柳澤委員

そこは管理上、大分注意されていますか。

片桐信州の木振興課長

先ほど工法の説明でも申し上げましたけれども、やはり排水のその出る境界とかにそういう心配がございますので、最近の工法ではそういうことを十分注意しまして、保全については注意して沢まで誘導して排水しております。

それから法面につきましては、先ほどちょっと構造物がコンクリートのものしかつくっておりませんけれども、ああいうものだけではなくて、現地産の丸

太を使ったもので押さえるとか、いろいろその辺のところは景観にも配慮しながらやっております。

千賀委員

施工時に、きちっと土砂の扱いを怠るということで、施工のあれで、相当川を傷めるとか、そういうことはないですか。

片桐信州の木振興課長

施工時につきましては、施工時にそういったことのないように、施工上でも管理しておりますし、最近の工事においては非常に少なくなっているというふうに認識しております。

福田委員長

ほかにございますか。

それですと、林道の2つについても、いろいろ今後のこういった点をもっと評価にということも含めて、一応、2案については、事業としては見直して継続と、県案どおりということで、よろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

福田委員長

それですと、12時10分前なんですけれども、午後、中村委員さんお帰りになったんですが、三木委員さん、平松先生もご退席されてしまうということもありますので、あと河川、13件残していますが、ご専門が河川ということもあるんですが、ぜひこれは言っておきたいとかということが、もしお二人にありましたら、お願いいたします。

平松委員

に関しては、そんなに異議するものはないんですけれども。この中止と

か、休止というのが幾つか、特にダム事業に関しては。これは個別の　　というときに私、思っていたんですけれども、中止というのを、前向きに中止と、代替施設としてこういうことを手だてをしているから、なるべく中止というするのはちょっといかがなものかなのかなというふうに思うんです。それは多分に、地域住民の方々の民意を反映した形で、多分決定されているんだろうと思うんですが、その辺、ちょっと注意してほしいなというふうに思うんです。

それで、例えばこの中でも例えば幾つかが、やはりダムのほうが安全だということがひょっとしたらあるかもしれない。だからそういう前提で最終的に、私は全　　しましたので、中止もしくは一時休止というふうに判断されたのかなというふうに思いました。ただ、安易に中止とするのが、　　ところというふうには思わないでおきたいというふうに思います。

三木委員

私も全く同じで。多分これダムを中止、休止と出れば、またダムが不要なのかというような議論をこの委員会で認めたいにとられる可能性がありますから、きちっとその辺は説明していただきたいと思います。

それから、上の天竜川の一時休止と松川の中止もやはり同じでありまして、説明をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

福田委員長

一応、前回の委員会とかでも、河川計画に基づく民意のということでは言われているんですけれども。

それでは午後に審議というか、ダムの1個1個についてこれはどうだったかということではなくて、ちょっと一つ一つ、見ていきたいと思います。不要論ではないと、今日、昨年浅川の関係で、委員会独自にも意見書をまとめるというふうにもあったんですけれども。不要論から入るということは、もちろん委員会はしていませんので、その辺、午後審議していけたらと思います。

三木委員

その辺、ちょっと注意していただきたいと思うんですね。今回の案件、すべ

からく休止、中止になっていますので、それが当たり前なんだというふうに対外的に　　するだろうなというふう思うんですね。

この前、平松先生がおっしゃったように、報道の仕方がそういう書き方になってきたんですね。

福田委員長

そうです。今、まさに、私なんか、千葉に行ってきたんですけども、千葉県庁のほうに、私がこっちの長野のほうをやっているということを聞きつけた県庁の人が、要するに簡単に脱ダムがなくなってしまったのかみたいな言い方がありまして、浅川で。そういう話ではないと言っているんですけども、やっぱり報道のあり方とか、非常にいろいろなところで、やっぱりもう長野県外でもいろいろな見方がやっぱりあるんです。

ですから、今回、やっぱりこの辺も、別にこの委員会で、前回や今回、昨年のことを含めて、休止、中止とか、この委員会でそういうことをやって追い込んでいるわけでもないし、それをまたよしとしているということではないので、その辺はやっぱりはっきり出していきたいと思います。1個1個、河川計画どうなっているか、前回説明があったんですけども、今回最終か、一応審議、細かい審議ができるときなので、午後はその時間に充てたいと思います。

平松委員

今日の会議資料の3ページ目に、対象箇所一覧表というのがありますよね。これでダム事業のところを見ますと、前回の対応方針というふうな欄がありまして、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現行事業は中止と書いているんですが。ダムによらない治水・利水対策というふうな書き方になると、ダムは悪いものなんだというふうに、何か高らかに宣言しているのかなというふうに言われてしまいますので。これは会議資料ということですので出ないんですけども。えてして、何かこういう言葉尻だけが流れていってしまっただけは困るなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

福田委員長

ダムというものをあって、それをもう一回、脱ダムというのはゼロに戻して検討して、その結果という部分を確認したいという、いつもみんな委員の共通意見だと思いますので。そこ、前回もありましたけれども、再度確認して審議してまいりたいと思います。

そういうことで午後は1時から再開ということで、続きをよろしく願いいたします。ほかに何か委員の皆さんから、事務局から何かございますか。

ではそういうことで、1時からお願いします。

(休憩後)

福田委員長

それでは始めさせていただきたいと思います。

残すところが、佐藤委員さんがいらしていただいたので申し上げますと、この一覧があるんですが。一応道路事業1件と、審議案件としました1件と、街路1件と、住宅関係2件、そして林道の2件につきましては一応審議が終わりまして、一応県案どおり、すべて県案どおりということだったんですけども、ただ県案どおりというするだけでなく、事業をするに当たっての課題だとか、あと評価する、評価するに当たってのいろいろ説明等への課題だとか、そういったことを挙げていったところです。それにつきまして、また一番最後にまたご説明いたしますけれども、委員として意見書をまとめていくことになりますので、幅広い見地からのご議論いただきたいということです。

残すは河川は、午後は河川なんですけれども、河川13件のうち、いわゆる広域河川改修的なところで5件、審議案件は。そして総合とかダム、総合治水みたいな形でのダム関連が5件で、それで現地に行ったのが、そのうち、全部で13件、13件という審議案件、全部の10件のうち6件行ったということです。

先ほどもありましたけれども、このダムということでは全部、特に下の5件につきましては、中止、休止とあるんですけども、委員会の大半が、河川の見直しをしたということで中止、休止というのはわかるんですけども、まだ脱ダムありきの発想で中止、休止ということではなくて、きちんとその辺を、では住民もそうだし、技術的配慮も含めて検討していますかということ、こ

の辺をやっぱりきちんと聞きたいということです。ダムによらないという説明が結構県からあるんですけども、ダムによらないということを前提に、よらないことがいいですねということを委員会の答えとはしないだろうということです。よる、よらないのでなくて、1件1件について、個々の箇所についてきちんと検討がなされたかと、ちょっとそこを見ていきたいというのが委員会としての大方の意見だと思います。

そういうことで、まず県のほうから追加的な説明といいますが、いろいろ委員の皆さんから出ていたことや、追加的な説明があればお願いいたします。

小平河川課長

河川課長の小平でございます。よろしくお願ひいたします。最初に、費用効果分析の考え方についてご説明させていただきます。資料-2をお願いいたします。

実施事業につきましては、国土交通省河川局から出ております、地域経済調査マニュアルというものがございまして、これに基づきまして費用便益を算定しております。河川事業でございますけれども、費用便益の基本的な考え方といたしましては、堤防などの治水施設の整備によって防止し得る洪水氾濫被害を便益、すなわちBといたしまして、治水施設の整備及び維持管理に要する費用をCとして、これらを現在価値に換算いたしまして、 $B / C$ により比較を行っております。

河川事業の検討期間につきましては、治水事業の整備期間と、治水施設が完成後50年間を対象としております。

表の中ほど、便益の算定につきましては、洪水氾濫被害防止便益としまして、洪水施設の整備によって防止し得る洪水氾濫被害額であらわしております。洪水氾濫被害額につきましては、まず直接被害額として、浸水による家屋、家庭用品等の一般資産の被害額があります。それと農産物や公共土木施設等の被害額であります。また、間接被害額としまして事業所、あるいは公益サービス等の営業停止の被害額、例えば事業所の生産の停止、生産高の減少や公益サービスなどの停止による被害額であります。

加えまして、家屋や事業所等の応急対策の費用、例えば浸水したあとの清掃等の事後活動や、飲料水等の代替品の購入に伴う新たな出費等の被害額であり

ます。これらの直接被害額と間接被害額の合計を洪水氾濫被害額としております。この便益につきましては、治水施設が完成後、50年間にわたって発生することになりますが、河川事業におきましては、堤防等の整備を行う場合、堤防整備の効果は、整備期間中であっても、投資費用に対応して、施設整備の効果が徐々に発現するという考え方をしております。ですので、治水施設完成後からではなく、事業着手してから便益が発生することになります。

費用につきましては、表の右欄にありますように、2項目の合計金額としております。1つ目は、治水施設整備に要する事業費、すなわち工事費、用地費、補償費の合計であります。2つ目は治水施設の維持管理に要する費用、すなわち、施設の完成後50年間の維持管理費であり、これらの合計をB / CのCとしております。

続きましてダム事業についてご説明いたします。費用便益の基本的な考え方といたしましては、ダムの整備によって防止し得る洪水氾濫被害額と、河川の一定流量を確保することによって得られる不特定利水効果を便益、すなわちBとして、ダムの整備及び維持管理費に要する費用をCとしまして、それらを現在価値に換算して、B / Cにより比較を行っております。

ダム事業の検討期間につきましては、河川事業同様、施設の整備期間と施設完成後50年間を対象としております。

表の中ほど、ダム事業の便益の算定につきましては、河川事業と同様に、洪水氾濫被害防止便益のほか、不特定利水効果便益を見込んでおります。この不特定利水の効果を見込むということが、先ほどご説明しました河川と大きく異なる点であります。ダムには、農業用水などの既得用水の安定供給や河川環境保全のための流水の正常な機能の維持など、河川の一定流量を確保する目的があり、これを便益の一つとすることとなっております。

この便益につきましては、不特定身替わりダム、すなわち不特定容量と堆砂容量を持つダムの建設費用等を見込むこととされておまして、この建設費用等には、不特定身替わりダム整備に要する工事費、用地費、補償費の合計と、施設の完成後の50年間の維持管理費があります。この便益につきましては、ダム完成後50年間にわたって発生することになります。

費用につきましては、表の右の欄にありますように、2項目の合計金額とし

ております。1つ目は、河川身替わりダム。これは治水目的のダムになりますが、洪水調節容量、不特定容量及び堆砂容量を持つダム施設整備に要する工事費、用地費、補償費の合計であります。2つ目は、ダム施設の維持管理費に要する費用。すなわち、施設が完成後50年間の維持管理費でありまして、これらの合計をCとしております。以上が河川事業、ダム事業の費用便益についての説明であります。

それと前回、柳澤委員よりご質問のありました、ダム事業と代替となる河川整備をやった場合のB / Cの件であります。今、説明申し上げましたとおり、河川事業とダム事業では便益の算定の中身に違いがあることから、B / Cによる比較は困難な状況であります。

続きまして、資料 - 4 をお願いいたします。水位情報の市町村への発令のところであります。水防法の規定によりまして、洪水予報河川、次に周知河川、水防警報河川の指定を行っております。基本的に洪水予報河川、水位周知河川が水防警報河川となっております。

市町村への、すみません、資料 - 4 です。情報提供は、洪水時に河川管理者から、水防警報、洪水予報、避難判断水位到達情報を発表しております。

1枚めくっていただきまして、洪水予報河川は、流域のおおむね200平方キロメートルと大きく、技術的に水位予測が可能で、人口、資産が集中している区間を有する河川を指定しております。現時点では、千曲川の上流と裾花川を指定しております。

水位周知河川は、流域面積が比較的小さくて、洪水予報を行う時間的余裕がない河川を指定しております。松川や浦野川、天竜川など、33河川を指定しております。図面で着色しましたブルーの河川が洪水予報河川、赤で着色した河川が水位周知河川であります。合計で34河川でございます。

次をめぐっていただきまして、水防活動や住民の避難のため設定する水位について、まずご説明いたします。一番下に水防団待機水位があります。水防団待機水位は、水防団に出動の準備をしてもらう水位であります。

次にはん濫注意水位があります。水防団が出動して水防活動を行う目安になる水位です。市町村におきましては、はん濫注意水位を超えた段階で避難準備情報等の発令をここで判断していただきます。その上が避難判断水位でありま

す。避難の判断の参考としていただく水位です。はん濫危険水位に達するまでに住民が避難できるように、避難時間を見込んで水位を設定しております。避難判断水位に達しますと、建設事務所から、避難氾濫水位到達情報が発表され、市町村長は、避難勧告等の発令をここで判断していただきます。

その上にはん濫危険水位があります。被害が発生するおそれがある水位です。それぞれの段階で市町村などへ水位情報を提供しております。

具体的に各広報について申し上げます。次のページをめくっていただきまして、河川数が多い水位周知河川を例に、洪水時に河川管理者が提供する情報を、水位の上昇に従ってご説明いたします。堤防の絵があります。真ん中下に、下のほうに、普段流れている水位が表示されております。また、左下から右上に伸びる線が水位の変化を示しております。横軸が時間、縦軸が水位となっております。

水位が上昇しまして、水防団待機水位に達し、さらにはん濫注意水位を超えるおそれがあるときや、水位などの状況により必要と認められるときに、建設事務所長から、準備という水防警報を発表いたします。水位が徐々に上がってきますと、水防団待機水位から上昇しまして、はん濫注意水位に達しまして、なおそれを超えるおそれがある、水防活動が必要があるときには、出勤の水防警報が発表されます。さらに水位がはん濫注意水位を超えまして上昇し、避難判断水位に達した場合に、建設事務所から市町村などへ、避難判断水位到達情報が発表されます。避難判断水位情報が発表されましたら、市町村長は、避難勧告等の発令の判断をすることになります。以上が、水位情報の市町村への伝達状況となります。以上でございます。

福田委員長

この資料は、前回委員会のおきをお願いしたものです。まずこれを説明いただきまして、ダムに関しての情報ですけれども、氾濫を基本的にダムは起こさないという条件でやったとしても、河川計画とかをいろいろ見直す、中止とか休止とかといったときに、万が一氾濫が起きてしまった場合というとき、今までは行政任せだったという面があるんですけれども。地域住民への、住民自身も逃げるとか、守るという自覚を持つべきだということで、意識の啓発なりこ

ういったルール、それをどうしていくかと。これは長野側だけでなく、私なんかは下流部のほうで、荒川とかもかかわったんですけれども、非常に都市部でも問われている部分なんですね。平野部でも、平野部の場合は堤防ですけれども、そうしたときに、国、県、市町村、住民とかが連携してこのルールをどうつくっていくか。これ自治体ごと、流域ごとというのもあるんですけれども、今、まさに平野部でもそうですけれども、長野県の場合はやはり河川、ダムという形よりも河川計画のというような見直しがいっぱいある中で、このような全体的な考え方、このようなルールがつくられていっているということが、この資料を提供いただいたということで、前回の委員会のときをお願いしていただいたということです。

それでは、10の河川関係で10、ダム、河川、広域改修を含めて10個あるんですけれども、まず河川改修ということで・・・

石澤委員

資料 - 4 の 2 ページ、長野県の地図のあるやつですけれども。これをどのように見たらいいのか。県管理河川と書いてあります。直轄河川、直轄管理区と書いてありますが、これはどういうふうに見たらいいのか。

小平河川課長

長野県内には、国が直接管理する河川がございます。例えば地図の上側のほうで緑色で着色してある区間があります、千曲川なんですけれども。千曲川の飯山から新潟県境まで、この間は、県内横断しておりますけれども。そこから長野市を通りまして上田までは国が管理しております。国土交通省が管理している区間が直轄管理区間といいまして、これを緑色で着色してあります。

犀川につきましても同様で、長野市の千曲川合流点から生坂までが国の管理、失礼、千曲川合流点から信州新町の下までが国の管理区間となっています。天竜川につきましても、県境からずっと上がってきまして、横河川の合流点までは国の管理区間、いわゆる直轄区間、ここから上が県の管理区間になります。

それで、直轄管理区間につきましても洪水予防河川、あるいは水位周知河川として、国土交通省のほうから水位に関する情報は、各市町村へ出すようにし

ております。

石澤委員

ある程度、県管理河川となっているんだけど、国のやつも入っているということですね。

小平河川課長

区間としては入っております。

石澤委員

ありがとうございます。

福田委員長

ほかに質問はございますか、審議するに当たっての点で。

松岡委員

例えばダム計画があったというか、再々評価のところへ挙がっている川の中でも、当然県が管理しているんですけども、この洪水予報とか、その周知で指定はしていないというところが幾つかありますよね。そういうところは、この治水、例えば清川だったら治水目的のダムということで、あとは河川総合開発ということになるんですが。

それで、これで例えば中止か一時休止かになったときに、清川みたいな、どちらかというともう先が田んぼですから周りが、すごく大きい災害にはなりません、最初からそういう周知する河川に指定してはいないので、郷土沢もそうですけれども、これからも指定もしないし、多目的ダムということでそれで治水しようと思っていたんだけど、これからも周知とかそういうことをしないというか、ないということでとらえてよろしいんでしょうか。

小平河川課長

県内、県が管理している河川が737河川あるんです。そういった中で、先ほど

説明いたしましたように、まずは重要な区域を流れている河川、そこにいらっしやる人口とか、あるいは資産が集積している河川、あるいはある程度大きな河川をまず代表的なこととして、現在34河川を指定しております。これから順次見直していきまして徐々に増やしていく予定ではございますけれども、現段階で、今おっしゃいました郷土川とか清川が入っていくかといいますと、これは様子を見ながら指定していくようになってまいります。

松岡委員

私ばかり質問するといけませんが、もう一つだけよろしいでしょうか。

例えば総合開発計画で、これ全部中止したという話ではなくて、今、治水対策を新たに模索中みたいな、改定中というか模索中ということだと思っております。例えばそういうときに、中止とか休止とか、総合開発計画を新たなものをつくりつつあるというので、ちょっと土石流が起きてしまったと。すると治山事業として、あそこへちょっと治山でやっておけば、そんなにふもとまで土砂と流木が押し寄せて、幹線道路というか、そういうところをドーンとやって、2、3カ月通れなかったということがなかったのにというようなことを見るために、砂防工事、上流の危なさそうだという判定されたところ、それをやるということは二重投資として見られるのか、それとも、危なければいいのかという、その辺はどんな取り組みになりそうな感じでしょうか。

小平河川課長

まだ方針が決まっていない河川だと思いますけれども。砂防と治水は目的が違いまして、砂防はどちらかという土砂を制御することになります。治水は、どちらかという水のほうなんです。それで例えば・・・二重投資ということはありません。目的が違いますので。

松岡委員

別だということではあるということですね、やろうとすれば、わかりました。

福田委員長

ほかにご質問とかはありますか。

千賀委員

「ダムによらない治水・利水対策を策定」とありますが、河川総合開発の場合、ダムによらない利水対策というのはどういう、具体的にどうですか。もう議論が終わっているかもしれませんが。

福田委員長

いえ、終わっていないです。

千賀委員

郷土沢なんか、あれですか、井戸を掘るといことなんですね。そういうことだというふうに思いますけれども。

小平河川課長

今おっしゃっているのは、多分、前回の県の方針の中で工事、治水・利水等ダム検討委員会という組織がございまして、そこから諮問を受けて、答申を受けまして、その答申の中に、ダムによらない治水・利水ダム等を検討したというような答申をいただきました。それで、それを受けまして前回、平成15年になるんですけども、再評価の段階でその答申を尊重する中で、ダムによらない治水・利水があれば、それを県はやっていくということで、ダムによらない治水・利水を策定した段階で正式中止という方針になっております。

千賀委員

その利水対策というのは、どこまで具体的にになっているんですか。

小平河川課長

今回、審議案件で挙げさせていただいている中で、対象箇所一覧表を見ていただきたいんですけども。

この大きな資料を見ていただきまして、この中で、まず清川がございます。

資料、19ページの1番、清川につきましては、当初、小流雪、雪をとかず用水に水を使うという利水がございました。飯山市が小流雪の必要水分、あるいは系統を見直す中で、清川を整備しなくてもやっていけるということで、まず利水が片づいております、清川につきましては。

それから、20ページの郷土沢ダムにつきましては、利水は北部簡易水道の水源を新規井戸2本掘りまして、地下水利用とすることを村のほうで決定いたしましたことから、ダムからの取水が不要になったということで、利水は片づいております。

今回、中止ということで挙げたダムについては、利水の状況は以上でございます。

福田委員長

個々にパッと見ていったほうがよさそうですね。質問としてはそれでよろしいでしょうか。

まず一番最初、ちょっと冒頭でも申し上げたんですけれども、結局、これダムによらないというものを、答申を受けてその言葉を、ということがあるんですけれども。ちょっとダムによらないという、そこにちょっと誤解があるのではないかというのが午前中にもちょっと出たんですね。よらないを、別によらないんだという、それを県として前提にしているのか、そうではなくて、一応そのところで見直しをかけて、よるか、よらないかということも含めて再検討しているんだと。それはどちらになるんでしょう、これによらないということですか。

小平河川課長

前回、そういう方針を出したんですけれども。例えば浅川にしても、ダムありからダムなしまで、ゼロからの状況で判断しております。ですから、決してダム中止が前提ではなくて、ゼロから判断しまして河川改修をやっていけるという、あるいは利水が不要となったということから、ダムの中止については判断しております。

福田委員長

だから利水面からもきちんと検討して、だから、ダムによらないという言葉をつけられてしまうとすごく誤解というか、これがあるので、そこを逆に懸念されている委員の方も多いので。よらないということよりも、一回ゼロに戻して、よるか、よらないかを検討しているという、ちょっと長ったらしいんですけども、そこを誤解のないようにされているほうがいいのかなと、県の方針としてです。という感じをちょっと皆さん、持っていると思います。そういうのが、ちょっと午前中で帰られた委員さんからも、お二人さんからも出ましたので、そこはちょっと、そこを前段に議論していきたいと思います。

それで、これ一覧の中の、10個あるんですけども、個々、1個1個説明は受けたんですけども、再確認をちょっと審議、一応最終審議になる可能性もありますので、見ていって、利水・治水河川計画の状況を見ましたけれども、現地調査とかに行ってきた中で、現地調査も行っていますので、さらに質問があるかと思うので、ちょっと見ていきたいと思います。

大きな資料でいくと、まず久米路ですね、河川。ここから、委員の皆さんの中で、これは現地も行かれていますけれども。継続、これは特に目立った問題がなくて、継続していくということで、これは県案どおりでいいか、それとも課題を挙げるところだろうか、いかがでしょうか。

松岡委員

資料の11ページですね。

福田委員長

11ページ、大きいやつですね、1 - 1です。非常な景勝地であったというふうなことで、いろいろ利用されたやり方があったりとかしたところですけども、いかがでしょうか。継続でいいでしょうか。

松岡委員

来年もこれ、現地に行くとやっぱり19号のそばにある、やるはその他のやっぱりパラペットというよりも、かなり下にあるという感じを受けましたので。

あれは効果が、やれば効果があるかなと。あの、いつもパラペットのところまで行っているのだと、何かあったときには結構、うんと大きい水害になるんじゃないかなと思いましたがけれども。

石澤委員

パラペットって何ですか。

松岡委員

パラペットですか。もう堤防、水で水圧がかかりますので、そういった土だと浸透もしていきますので、それでドーンと抜けないようにある程度の幅と角度をもって、築堤しますよね、堤防を築きますよね。でもそんな場所がないと、安上がりにやるには、堤防の水のあたりが、低外地側になりますが、そこにコンクリートの壁をちょこんとずっとつくるわけです。それでぎりぎりもたしておくという、もう緊急で金がないときにはそれでやると。お金があたりできるときには、ちゃんと用地を買ってしっかりした堤防を、高くするにはそれだけ土地がいっぱい必要になりますので、もうそれで高くするのに土地が買えないということになればこうやるしか、都会では、比較的そういうふうになっているのが多いというか。

石澤委員

コンクリートのやつをパラペットというんですか。

松岡委員

パラペットウォールというコンクリートの壁なんです、それでそうなっているんです。ですよね。

小平河川課長

そうです。特殊堤といいまして、今おっしゃるとおりです。

福田委員長

11 - 3 ページとかにいろいろと写真とかもありますけれども。堤防の、現地に行かれなかった方も、こういう河川トンネルという、景観法というのを本当に重視しているということなんですが。

これについては継続、事業進捗率も今44%なんですけれども、全体で26億円、そのうち15億円が残っているところ、進捗も、用地も9%という中で、これから続いていく事業ということですが、継続ということによろしいでしょうか。

委員

景観上はどんな配慮をしたんですか。パラペット以外に。

松岡委員

パラペット側は市街地側でして、景観はもっと下流、私が説明してはいけませんね。

小平河川課長

今、松岡委員がおっしゃったパラペットはやっていません。11 - 2 ページのところで言いますと、右側のほうに信州新町の市街地があります。太田川という川が入って、その付近のことを、ここが堤防になっていますので、その付近のことを言っています。

太田川から合流につきましては、その下の写真にありますように、天然の渓谷を縫うように川が走っております。この中で、写真の左側のほうに久米路橋というところがあるんですけれども、ここが景勝地となっております、それで、前回、久米路橋にトンネルをあけたときには、工事をしたときには、久米路橋を開削するわけにいかないというわけで、そこにトンネルを設置しております。今回はその横にさらにもう1個のトンネルを設置していく予定となっております。

石澤委員

そうですか、パラペットの問題ではないわけですね。

松岡委員

違います。俺が言ってはいけない。

パラペットというのは、こちらの市街地側でどうしても仮に、水内ダムというのがございますね。それも放水はするんですけども、やっぱりこの狭窄部があると流れが悪くて、バックウォーターといいまして に流れてきて、

があると流れがいかなくて、だんだんたまりながらまた流れていくという状況になるので水位が上がってしまうんです。それに対応して堤防で にならないから、市街地だけでも、たとえ90センチでもコンクリートの壁がずっと連続してあれば、10センチでも超えてしまうとドッと流れ込んでしまいますので、そういう今、応急対応みたいな形で対応しているというふうに考えていったらいいのではないかと、地元の人たちから。

福田委員長

継続でよろしいですか。

出席者一同

はい。

福田委員長

では久米路につきましては継続で、県案どおり継続ということで、特に課題も出ていないんですが。

これ現地には行かなかったんですけども、次に天竜川の上流ですね。これ題名から見ますと、何ページになりますか、天竜川。14 - 1です。これは審議案件になっているんです。現地には行かなかったんですが、一時休止。これは流下能力が400トン、ここに書いてありますけれども、しかないんだけど、実際は600トンに広げたいと。逆に拡大をしたくて、今、原案から河川計画等を含めて見直している。逆に一時休止の理由が、やめる方向というよりも、むし

ろちょっと規模が小さい感じなので、という説明が前回あったと思うんですけども、ちょっとここら辺を。

小平河川課長

天竜川につきましては、釜口水門からを起点といたしまして、遠州灘に流れています。先ほどいいましたように、天竜川は、岡谷市の、辰野町でここから国の管理区間になります。天竜川を改修するためには、双方が調整をとってやっていかなければ事業が成り立ちません。逆のことを言いますと、上流にある県側が工事を進めてしまいますと、下流の国土交通省に被害が生じてしまうということで調整をとって行ってございまして、確かに釜口水門というのが出てきまして、それは600トンの能力を持っております。ですので、現時点におきましては、下流の国の管理区間との整備ぐあいを調整しながら、現時点では400トンの放流を行っております。

平成18年に諏訪湖周辺、あるいは天竜川で大災害がございまして、現在、釜口水門から430トン流せるような天竜川の整備を、災害事業で進めております。これは、先ほど言いましたように、国の管理区間、県の管理区間、それぞれ整合をとりまして、一応430という数字を出しております。

今後、それは次の段階へ行くときには、下流との調整もございまして、下流を何トンにするか、それがはっきり決まった段階で、下流の整備が始まった段階までは一時休止ということでございます。

福田委員長

要するに一時休止の意味がどうというのは、中止に向けた検討ではなくて、国との調整ということです。そういうことも含めて事業を一時中止ということなんですけれども、いかがでしょうか。ちょっと現地に行っていないんですけども。

千賀委員

もうちょっと説明していただけますか。その600トンのほうは、この事業の認可になった段階で、可能だから認可されたんでしょう。にもかかわらず、今、

戻すという意味ですか。

小平河川課長

全体計画の中で、釜口水門は、将来的には600トン放流するということは、天竜川の能力は600トンというふうに決めております。ですけれども、一気に600トンまで上げるということは、費用の問題、特に国土交通省の管理区間が長いものですから、そこに膨大な費用がかかってしまいます。水門自体は永久構造物ですので600トンでつくっておきますけれども、ゲートで調整して、最大、現時点では400トンという、操作機も含めまして・・・

千賀委員

それはわかるんですが。国もこの改修事業を認めたわけですか、600トン。その段階でそういうことはわかっていたんじゃないですか。

小平河川課長

それは当初から段階的整備をしていくということで、全体計画は全体計画、能力を徐々に上げていくということでやっております。

千賀委員

それも含めて織り込み済みなんじゃないかということを知っているんです。国と県の間では。

小平河川課長

織り込み済みです。

福田委員長

ということは、逆に言えば、一時休止という言い方ではないわけですね。

千賀委員

ないですね。

小平河川課長

ただ、現在400トンなんですけれども、国がいつから、その次の段階の整備に入るかわからない状況なので、それが確定するまでは継続というわけにはいきませんので、一時的に休止すると、そういう意味での一時休止です。

柳澤委員

つまり、もっと早く国は600トンで対応すると見込んでいたのに、それが遅れてという意味ですか。

小平河川課長

全体計画、非常に膨大な費用がかかります。計画としては、これはいただいているんですけれども、下流も段階的に整備をしていると。

柳澤委員

計画と事業とは違いますよね。全体の計画というのは、市町村の体系ですので、事業というのはそれなりに実施可能だとして事業認可されるわけですので。だからその段階で認可されたのになぜ国の都合で、いや、国が遅れているからということであれば、国に責任があると思うんですが、事業として。

小平河川課長

事業としては、600トンということで確かに行われております。ただ、逆のうえで、先ほど言いましたように、長野県側だけ先に先行してもよいかという問題が出てきます。上下流のバランスがあります。そういった意味で、次の段階にかかれるまでの区間は、一時休止ということであります。

福田委員長

かかれるめどはあるんですか。

小平河川課長

現在、国のほうで河川整備計画を策定していく最中です。河川整備計画というのが、国の今後、おおむね30年間でどの程度まで整備するかという。原案、骨子が発表されておりました、河川整備計画原案が発表されておりました、それは、次回は、釜口水門から500トン放流に対応できる河川整備を向こう30年間でやりますという原案をつくっております。河川整備計画原案です。

福田委員長

どこからですか。

小平河川課長

河川整備計画原案です。釜口水門から500トン放流することに対応できる天竜川の整備をしていきますということで。

福田委員長

これはいつからかかるとなっているんですか。

小平河川課長

これは河川整備計画が認可された時点です。現在、策定中ですので、まだ認可にはなっておりません。

佐藤委員

もう技術的なことはよくわかりませんが、今、委員長おっしゃったように、その「一時休止」という言葉をちょっと工夫されたほうがいいのではないかと。基本的には国と県との関係、結果として能力アップしていくわけでしょう。ですから、その辺のところの表面を、一時休止というと、中断というとか、どうなるんですか、非常に微妙な言い方なので、この事業一覧表のところを評価していく場合に、それを今、いい言葉が出ませんが、委員長おっしゃったように、ちょっとそこを変えたほうがいいと思いますが。

福田委員長

ただ具体的に再々評価とか、継続とか一時休止とか中止とか、そういう言葉にこだわらないで、国との調整というか、能力アップというか、段階的なそれは決まっているから、待って、国があれがないから、今は現事業としては休止とかと、具体的に書いてしまっていていいと思うんです。そうじゃないとちょっと本当にわからないので、この、単語一個に別に抑える必要というのはないものですから。

小平河川課長

再評価の要綱の中では、継続か中止かしかなかったものですから、あえてそういう表現をしたんですけれども。

福田委員長

知っています。だからそれは変えてしまっていないんじゃないでしょうか。だって、だれが見てもわからないで、現内容でわかっていないというか、括弧書きで構わないので。だから一時休止で括弧説明つきとかというふうにしていかないと、ちょっと評価委員会としてもわからないです。

松岡委員

今までの事業としての計画変更をしてきたわけですか。

小平河川課長

計画変更というか、1本でとってありますので。

松岡委員

いや、中身を細かく変えてきているとかは。

小平河川課長

しておりません。

松岡委員

その点が問題なのかもしれませんね。もう少し計画変更ができるようなものにしておけば、計画変更担当 としてね。そうした期間は中止か・・・一時休止か・・・

制度はどうなっているのか。事業を、事業計画とかはありますか。その計画変更の要件はありますか。県の計画変更はいいけれどもそれなりのという、そういう段階なんじゃないですか、やるとしたら。注釈をつけるとか。

福田委員長

そうなんです。

石澤委員

その見分け点というか、公共事業の評価監視委員会の一定の文言の中に、3つしか選択肢がないとすれば、それしか書きようがないですね。

ただ、やはり国との調整ということがあるんだとすれば、もし書けるのだったら、一番最後に、何か再評価委員会の意見のところで、「一時休止」なんだけれども、これは委員会に して発言すれば、一番 になるとか。

福田委員長

一番下のところにんですね。

石澤委員

浅川るときは問題になりましたけれども、休止か中止かで予算のつき方がいろいろ変わりますので、これはないですね。

小平河川課長

河川の場合はないです。

石澤委員

ないですね。だったら、一番下の注釈のところであるのが現実的かなと思いますけれども。要するにその3つの選択肢に加えて、何かつけ加えるというの

は、そういうふうに変えていかないとだめですね。

福田委員長

多分、こういうことがまだ続きますという話ではないですけども、この国の要領に基づいてとかいう、それに県がなろうとかという考え方というのも大幅に変わってくると、数年後には、と思いますので。このシートのあり方とか文言のということにこだわらないやり方のほうが多分、かなり世の中の的にはどうか、今後、いろいろなところから評価を受けてくると。私はちょっと個人的には思っているんで、ちょっと今のはあれなんですけれども。とりあえず今回はこういう欄に、もっと説明的にというのがあってもいいと思うんですけども。国が要領欄にこだわらなければいけないという、そういうことからいっても、こだわる必要性というのは世の中の的にはないだろうというところだと思います。

石澤委員

それはそうなんだけれども、それが必要だから、だからどうしたらいいかと。

手塚技術管理室長

ちょっとよろしいですか。県の再評価案のただのそういう区分、整理区分というか、それがそういう区分で整理されているというだけで、それぞれの理由はそれぞれ後方にあるわけです。

福田委員長

理由はつけると。ただ、理由がなかったので理由をつけてくださいということですね。

背景の理由ですけども、ちょっと休止がこういう状況にあると、だから休止ではなくて、もっと理由としての理由をつけていただいきたいということですね。基本的に「一時休止」、理由づけには「一時休止」ということで、委員会としては提案どおりでよろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

千賀委員

すみません。「計画変更」というのはあるんじゃないですか、前回の対応方針と。そういうのはないということですか。

手塚技術管理室長

ちょっとよろしいですか。計画変更というのは、計画を大幅に見直して事業としては継続、続けていくというのが計画変更という区分で。今回は、来年度事業費は投入しないと、そういう一時休止の取り扱いなんです。

千賀委員

事業費を投入しないということですね。この計画変更せざるを得ないと。

手塚技術管理室長

時期を待つという・・・

小平河川課長

時期を待つということで、可能な時期になりましたら、またこの委員会にかけまして再開ということで、ご報告いたします。

千賀委員

ではこれで結構です。

福田委員長

それでは次ですね。次に、ですから奈良井川、これは現地にも皆さん行かれました。15ですね。この現地に皆さん、行かれているんですけども。意見とかはいかがでしょうか。

現地調査で配られたのは6番になりますね、一番最後の。沿線では都市化が

非常に進んでいてということで、かなり大きな被害になる可能性があるということで、全改修としての継続で。

千賀委員

改修済区間のような改修の仕方をするんですか。

小平河川課長

女鳥羽川につきましては、周りが葦とか、あるいは再開発等をやりましたので、その調和を図る中で、これに対して 案をっております。

千賀委員

そのほかのところはコンクリートで。

小平河川課長

そのほかのところは、基本的にはコンクリートブロック積みなんですけれども、現在は石積みですか、石積みを使うような計画でっております。

福田委員長

いかがでしょうか。最後のページで、被災時のときの写真とかも載っていませんけれども、16年、17年と奈良井川とかも含めてですね、被害が発生しているというものです。

まだ事業の進捗したのは72%で、今後こういう形で継続していくということによろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

福田委員長

では奈良井川につきましては、前期もお話しいただいた中で継続ということで、ちょっとその辺までということで。

次は、松川ですけれども。これ須坂市にかかわるところです、中止。17ですね。中止の理由というのは、見直し内容として書いてますけれども、河道状況とかに変化が見られない、整備の緊急性が低いということになっています。整備の進捗はまだ51%なんですけれども、地元とかも含めて中止でいいと、これ地元からもそういうことを聞いております。それによって縮減の13億円出てくるという、これについて何かご意見は。

中止ということですが、先ほども住民、一番最初のペーパーの追加資料からもありましたけれども、災害情報なんかを充実させて、災害事業とは別に住民の避難とかいろいろ含めて、そういうところも一緒にセットで、この小布施だとか須坂市さん独自で、やっぱり独自というか県と一緒に考えていかれているという話もありました。ですから県が中心ということではなくて、住民ともそういう対応が、災害事業があったらどうするかということは別途にちゃんと進めて、プログラムの進んでいくということでしたけれども。

中止ということによろしいでしょうか、それとも何かいろいろ、まだこういう面を考えたりすることが必要があったんじゃないかと、何かあれば。

千賀委員

あるとすれば、魚の遡上については検討されましたか。

小平河川課長

この川は上流に鉱山がございまして、酸性の川なんです。ですから魚はほとんど認められておりません。

福田委員長

鉄分がすごく多いんですね。真っ赤でしたね、これ現地に行っても。真っ赤で魚は住めないというような話をちょっと聞きました。水田には合わないと。

千賀委員

3か4かそのぐらいですから、ちょっときついですね。わかりました。

福田委員長

魚も住めない、水田にも合わない川だそうです。よろしいですか。本事業は中止とすると、それでいいですか。

では、松川も中止ということで、特に住民への配慮というか、プログラムができていますということで。

次は松代の蛭川ですね。18です。これは、やはり現地には皆さん行ってないんですけれども・・・行きましたか。これは見直して継続ですね。見直しとしては、護岸工事費とか補償費とかによつての縮減、コストの面ですけれども。兩岸を広げるのではなくて、人家にも影響が出てくることがあるので、片側のみを改修していくという方法でいろいろ、技術的にも考えてということになりましたけれども。

石澤委員

特にこれ緊急性という点を考えて、そんなに緊急性が、今までのような、城だからかもしれませんけれども、受けるんですね。それで松川が中止だとすれば、ここもそんなに早急にやる必要はないだろうと。

なぜかといいますと、この蛭川の最大の河川改修の理由というのは、18 - 6の洪水ですよ。この写真、私もちょっといただいてよく眺めてみたんですけども、このときの冠水は、見ていると、昔の千曲川なんですね。ずっと下のほうなんですね。河東線よりも下流のほうが冠水を起こしているわけですね。上流部はないわけですね。

小平河川課長

ここに載っている写真は、ちょうど河東線がありますけれども、県道から下が、県道といいますか、ポンチ絵で言いますと、18 - 4ページのポンチ絵で言いますと、国道403号から下流が主な大きな浸水被害が起きております。

石澤委員

そうですね。それで、その残っているところは、それも18 - 6でいえば、象山の脇のほうですよ、そこから上流ですよ。河東線の上流、国道よりも

上流のほうなんですよね。下流のほうはもう河川改修が終わって、あと、高速等も整備されていて、もう氾濫はないと思うんですね。

小平河川課長

先ほど中止にしました松川につきましては、流下能力、断面が100%あります。その中で低水護岸というのをやってまして、それを中止しております。

ただ、神田川につきましては、18 - 3 ページ、右側に神田川の流下能力図とこの図があるんですけども、断面が足りないんですね、川の断面が。

石澤委員

それでも、今までも、下のほうが冠水をしたときも、象山より上流のほうが氾濫したという事例はありますか。

小平河川課長

この神田川につきましては、18 - 2 ページで見ていただきたいんですけども、先ほどの系図なんですけれども。神田川と赤く引き出ししてまして、3キロとございます。その上に砂防事業で完成したと書いてありますけれども、これ災害等で被害がありまして、それで砂防事業を入れたという計画があります。ですから一概に、下が終わったから上は必要ないじゃないかというご意見だと思っただけなんですけれども、この現況写真、例えば18 - 5 ページを見ていただきますと、これは、先ほど言いました国道403号の上の図になります。それで、左側の、右側のほうがちょうど山になりまして、左側のほうはちょっとした堤防がありますけれども、これから一段低い、天井川みたいになっております。ですから左側が、この図面でいって左側が破堤しますと、あるいはここから水が漏れますと、松代の市街地は大変水害被害が及びますので、こういった断面がないところはどうしても拡幅していかなければならないというふうに考えております。

石澤委員

この辺が、天井川ということをよく承知していますけれども。今までここが

破れた、ここが冠水したというような歴史的なものがあれば、それは直す必要があるんだけど、その50何かの水量とかを予測してあるんだけど。そういう必要があるのかなというのが僕、素人の考え方、今までの歴史なんかを見ても、氾濫というのは、もうその可能性は下のほうだけであって、上はないだろうと、なかったのではないかと。

それでもう一ついえば、景観的なもの。先ほど出た景観的な問題だと思うんです。ちょっと赤羽さんが一緒にいらっしやっただけでも、ですね。ひどくてですよ、あそこ。ちょうど山が削られる、そう思うんですが。18のほうですけれども、2番の部分の右手のほうですね。この山の斜面が非常にいい景観の部分なんですよね。

小平河川課長

おっしゃるとおり、この右手は山になっています。削る中で、今回の計画は、今まではやっぱり両側を削っていこうという計画だったんですけども、どちらかというと、 ほうがいいと。

石澤委員

右側に来るんですよね。そうすると、その山の斜面が台無しになってしまいますよね、非常にいい景観が。

小平河川課長

そういうこともありますので、今回の計画、見直しだけではいけませんので、必ずしも全部が右側に行くとか、左側に行くとか、そういうことではなくて、利用できるものについては極力利用していきましょうと。

石澤委員

少なくとも、この右側の部分は山側に行くんですけども。

小平河川課長

下流がちょっと山側に振っていますので、下流と言いますか、でき上がった

部分は、確かに先生おっしゃるとおり、ちょっと山の方向へは向いております。ですので、今後、これを当初の計画をいくらでも変更できますので、今回計画して見直すということになっておりますので、なるべく山に影響がないような方法を考えていきたいというふうに考えております。

石澤委員

やはりこの景観は貴重な景観だと思うんですね、松代の中に残された。左側が山寺あたりですよ。山寺からの眺めが、紅葉なんですね、秋は。春先なんかここに竹林があって、非常にいい、夏なんか非常に涼しい感じを受けるところなんですから、その景観をぜひ残してほしいというのが私の気持ちなんですけれども。

福田委員長

そうですね。昔の、非常に風情があって城下町、寺の風情というか、それがそのまま残るところだったということですね。ちょっとその辺のあれが、写真、そのものを残すべき、川と一体となって考えるべきの写真というのがなかったので、ないので、現地に行かれた方は。

赤羽委員

本当に今、石澤先生がおっしゃったとおりで、を入れていただいて、景観を残すような計画に持って行っていただきたいと。

石澤委員

だから、どうしてもこの掘削が、非常に断面を増やさざるを得ないとしても、この部分の景観だけはなるべく残してほしいのと、個人的意見になるのかもしれませんが。

千賀委員

もしこの裏なり、山についてるならば、堤防を上げる必要ないですね。それで溢水被害がないと。

小平河川課長

確かにそうです。ただ、これでは断面が少ないものですから、どうしてもこの図面でいうと、この部分については左側、柵があるんですけども、こちらのほうへ拡幅しなければいけなくなってまいります。

千賀委員

そうすると、この道路をどうするかということですね。

小平河川課長

いずれにしても、ここは狭いものですから、この道路の一番奥にはまた人家もありますので、補償も出てまいります。

千賀委員

水位がこれを上回るということですね。

小平河川課長

ええ、これは水位を上回りますと、これ天井川と言いまして、川向こうのほう、  
の地場よりもはるかに高いものですから、水がもろに道のほうに流れ込んでしまうという地形であります。

石澤委員

今、水位が上回るおそれというのはほとんどないと書いてあって、  
があるかもしれませんが。その下流のほうの、河東線より下流のほうはこれ堤防をやらないと大変だというのはわかるんです。そのときはもう河川改修が終わっていますよね。

小平河川課長

私たちが判断しますのは、ある程度の断面、それから、そこに一体何トンの流量が流れてくるんだらうかということを想定していってきますと、どうして

もそれは、計画に対して半分しか能力ないということがわかっておりますので、背後地も、松代という市街地を抱えておりますので、これが破堤してしまうと相当被害が高いと。そういうことで、この改修について、過去から全体計画をする中で、改修については進めております。

今おっしゃるような景観に配慮という面では、今後計画の中で、景観面に配慮した計画を策定していきたいと考えております。

石澤委員

私、しつこいようですけども、この水量というのはどうやって予測されているんですか。

小平河川課長

河川の流量を計算するには、合理式とかあるいは貯留関数法とか、そういった方法があります。要するにここ100年確率をやっておりますので、100年間に一度あると想定される降雨に対して対応できる、降雨で発生する流量ということで、この場合には合理式という、簡便式を用いまして出しております。具体的には流域面積、それからそこに降る雨の量、それから、およそどのぐらいの水が出てくるのだろうか、そういうことを想定しまして、河川の流量は決定しております。

石澤委員

降水量が意外と少ないところですよ、日本の中でも。それで100年というところ、そういえば、ほかのところでは確か50年、飯山ですか、50年で見直ししていますよね。これ50年に見直し指示すれば、もっと流量は減るわけですね。

小平河川課長

100年を50年にしたら半分だというわけには、多分、9割ぐらいには落ちると思います。

松岡委員

口を出してはいけないんですけれども、例えば何年確率にするかというのは、川のその流域の人口、どのぐらいだとか、財産が幾らぐらいあるかということで大体指導を受けて、河川 ので、何万人だと100年とか、浅川だと100年とか、そんなことになっていますね。飯山のあそこの清川の場合は、大変に住民が少ないので、基準が30年でもいいぐらいのあれなんです、確率でいえば、です。ということで出てきたのが一つと、流量が。

それ合理式といわれましたが、1時間にどれだけの雨の強さがあるかという、時間雨量でやっていますね、総雨量ということで、時間雨量で流域面積と流域を掛けててやってきたということで出していて。この河道を見ていただきますと、コンクリートフェンスだけじゃなくて、下へすごく厚いコンクリートが2カ所ぐらいにどさっと見えますよね。右岸側というか、図面でいうとこの の図の写真の、ちょうどお宮の山の反対側の岸のところに厚いコンクリートのあれが、辺地の、辺地 の丘にドサンと出ていますね。多分、せん掘を受けてやばかったときがあるんじゃないかと。ここは流れが急なので、きっと今、おっしゃったように、普通に流れてあふれるというよりは、多分相当なスピードで来て、結構な流形の土砂が来て、せん掘でこの護岸がやられるという確率のほうが高く、きっと一回被災したときに災害復旧で、ここだけ丈夫にしたのではないかと。

それで、ここに行かれた方はわかりますけれども、この上流側、これ石橋の上流側、あれでしたよね、鉄パイプか何かでしょぼい構造の何か足場か何か組んであって、あれこそ景観からすると、ちょっとしょぼいというか、みっともないような感じがありましたよね、何かちょっと。この右側の、この写真の右側、これ用水路なんですか。これ用水路がどんどんせん屈されて、河床が下がっていったから用水路、コンクリートで、上からとっていったやつを守ってこうなっていると。ただ、水が、だからこちら側はあまり掘られないという感じなんですね。

だから、両方のご意見の間をとるとすれば、安全性は守るとして、右側の部分、それこそお宮のあるほうのところの護岸とかそういうのは、ああいう、今はちょっとむき出しのところと、結構、いわゆるしょぼいという感じになっているので。例えば自然石で石積みする。ちょっとお金がかかりますけれども、

そうすると、そういうところで10年、15年すると、苔も生えて、当然直射日光があまり当たらない側になりますから。そうすると、石に苔も生えて、そこへもみじとか、そういうものが枝が下がってくると。それはそれで50年もたつと、これはこれでしっくりいくな、みたいな。コンクリートでピタッとやってしまうとだめですけども、せっかくの景勝地だから、その左岸側のほうはちょっと考えたらどうかということで、景観的に少しはどうでしょうか、それで。

小平河川課長

可能だと思います。

石澤委員

そのもみじを伐採してしまうと、もう終わりですものね。

松岡委員

もちろん。だから、そこまで必要かどうかというのは・・・

石澤委員

だから、今、言われた右側のほうの、この多分、誘導水路ですか、このあたりまでだったら問題ないと思うんですけども、拡幅しても。

それともう一つは、下のほうの掘削ができないのかと。これはもう何か否定されたので、難しいといわれたので。

小平河川課長

すみません。先ほど私、100年と言いましたけれども、この川は50年の安全度です。

それから、この川は下げられるかという話なんですけれども、下流から追ってきまして、今、ある橋、国道403号の河床がもうここで限界なんです。これをさらに下げられるかと言いますと、図面で、例えば18 - 7で見ていただきたいんですけども、もう限界に近いんです。今度はかえって逆効果になってしまう可能性があります。

ですから、地形的にいても、ここはちょっと河床が下げられないので、そうすると河川の断面をどうするかと言いますと、広げるしか手はないという状況になります。

石澤委員

松岡さん、これコンクリートで護岸になっていますけれども。計画だとここを削られて、削られた総補強化ということを言われましたけれども、あふれた歴史というのがあるんですか。

松岡委員

ここは相当流速が早いからきっと。

石澤委員

水が出たことはあるけれどもと。

松岡委員

ある程度、かわからないけれども、何かというと高いかもしれない。だからこちらに何メートル掘るかですよね。何メートルぐらいの検討になるんですか。もし掘るとすれば、50センチぐらいで済むのか、2メートルも掘るのかで、今の話、どこまで削られてしまうかというのが大分違いますよね。1メートル以内ぐらいだったら、がまんできる範囲内かなとか、2メートルだということ、相当上まで切らないとだめかなと、この辺のことで正確な情報、あふれるという面は、何か洗掘されるほうが強いようで、では三面コンクリートのテカテカにしろという話になりますね。

石澤委員

左側だけ護岸を固めると。

松岡委員

もちろん、これ 部だから今、そうなっているわけですよ。右側のほうは

護岸がないんですよね、この橋の上流側は護岸なしで、ほぼなしという状態で、  
鉄路か で何かやってありましたね。あんなのはみっともないなという感じ  
になっていましたね。護岸がしっかりなっていたというよりは、なかったとい  
うような状況だったのではないですか、岩盤ですものね、こちらは。

小平河川課長

今いただいたご意見を、今後、設計していきますので、どの程度反映できる  
か、なるべく反映していきたいというふうに考えております。ただ、どうして  
も理解していただきたいのは断面がないということで、河川改修としてはやっ  
ていく必要があるというふうに私たちは考えております。

石澤委員

しつこいようですけれども、その冠水のおそれはないんですよね。

小平河川課長

いや、それは・・・では、半永久的にないかということ、そうとは言えないん  
ですよね。今の脆弱部分がありますので。一度に100ミリも降られてしまいます  
と、どこもかも安全というわけには・・・

石澤委員

住民の安全とかが大事ですから、言いませんけれども、景観にも配慮しなが  
ら、なるべく影響のないように、形状が残るような形でぜひ建設を、もしいつ  
たん見直すことも。

福田委員長

きれいな神田川であって、その松代地区で、歴史的文化財がこれ多く存在す  
るという、これも書いていますし、そういう地区ということで、この住民要望  
のところ、松代町河川愛護会からの要望が毎年あると。この毎年あるとい  
うのは、この神田川単独で見ても、やっぱりまだ続けてというのは毎年あるん  
ですか。いろいろ、この流域として大きく見ると、流域の図で見るとあったかも

しれないけれども・・・

小平河川課長

この松代でいえますのは、神田川、蛭川、それから藤沢川、すべて含めた地区でやっていますので、そういった方々の中から何を護岸というかと。別に神田川のここだという特定ではありませんけれども、この3河川については、今まで藤沢川をやっておりましたので。

福田委員長

そうですね。藤沢、蛭川完了と書いてありますので、神田川についてということで、今は神田川、要するに神田川についての継続ということになってくるわけなんですけれども。

住民のその歴史的なということで、この地区、神田川の流域というか沿線では言えないかもしれないですけれども、そういった景観なりの意識という話というのは、住民説明会とかでも何か出ないんですか。

小平河川課長

例えば18 - 2 ページなんですけれども、これは藤沢川の例なんですけれども、今まで単なるコンクリートブロックでやったんですけれども、要望等がありまして、植生が悪いと、床止め工を階段状にして景観に配慮してほしいというようなこともやっております。この場合は、周りがすぐ山とか、そういうわけではなかったんですけれども。

いずれにしましても、今いただいたご意見にしましては、今後設計をやっていきますので、その中で反映されていくものについては反映していきたいというふうに考えております。

柳澤委員

特にあれですね、護岸もそうですけれども、この上流を切ったときですね。これどういう勾配になっているかによりますけれども、相当上までやらなければいけないということになると。石澤先生、ご心配のように何もなくなってし

まうという・・・

小平河川課長

そうですね、18 - 5の写真の中のように、これ右側が山なんですけれども、これは つかないような ですけども。

柳澤委員

十分注意していただきたい。

福田委員長

民間の山ですね。その山を持っている方は、またそれを具体的なお話しして・・・

小平河川課長

まだしておりません。

福田委員長

いろいろ、引き続き景観のご専門の方から、初めていろいろご意見がありましたけれども。見直して継続、見直してから、ここでは工事費等の見直しとか、いろいろコストのことで見直して継続ということが、これまで書かれているんですけども。今後の課題、大きくそういうところをはっきり書いた上で、見直して、これは事業としては継続ということによろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

石澤委員

先ほどの「解決する」というのは行政用語ではないですよ。本当に設計していただけるんでしょうね、できるだけね。

小平河川課長

本当にお約束いたしますので。

石澤委員

でないと、わざわざここで、思い切って発言していますから。

福田委員長

個人意見でも、いろいろもっと詳しく書いていっていただいて、いろいろ質問できることを書いていただければと思います。

それでは、河川の中でもダムとか、そのところに入っていきますけれども、上から清沢ダム中止、これも現地 皆さん行かれた部分ですけれども。次の19番です。

これについては「中止」ということですが、先ほど千賀先生から言われて、利水、その河川の見直しですね、そういう中で、利水についてもここに書いてある流雪溝の、水路とかの見直しの中から、ダムからの取水は不要かなと。これはもう地域の方々のそれでもう同意しているということですが。

千賀委員

これは了解しました。

福田委員長

ほかの皆さんはいかがでしょう、中止。一番は、ダムによらない治水・利水対策が確定したとありますが、きちんとした検討プロセスを経ているということですね。そうとっていいんじゃないかということですが。

千賀委員

いろいろと、先ほど三木委員さんが言われたように、地元の人たち、民意も同様にということで、民意のほうも、もう流雪溝の必要水量で建設費を負担してまでやるつもりはないということを意思表示したのかなと、そういうことですから、よろしいのではないかと思います。

福田委員長

はい。

石澤委員

この前現地へ観察に行ったときに、これはダムは中止するんだけど、河川改修が先だというふうなことを聞いたような気がするんですけども。そのことについての回答はないんですか。

小平河川課長

19 - 1 のところにありますが。治水対策としまして、治水安全度を1/50とした河川改修を実施していくと。

石澤委員

これがその文言なんですか。湾曲のところの護岸を固めるとか、何かその・・・

小平河川課長

特に下流の効力のないところを中心にしまして、人家のあるところを中心に、河川改修をやっていきます。

石澤委員

わかりました。やはりあるわけですね、はい。

千賀委員

千曲川全体の治水計画、私はよくわからないんですが。ここだけを1/50にすることによって、千曲川全体の治水計画に影響を及ぼさないということですね。

小平河川課長

川がそもそも小さいものですから、千曲川本川には影響ございません。

千賀委員

わかりました。

福田委員長

治水・利水面からも民意がちゃんと通っているということで。事業進捗3%とあるんですが、これ「中止」ということでよろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

福田委員長

次は郷土沢ダムですね。これも「中止」ですけれども。これもさっきと同じように、治水・利水対策が確定しているということで、1/30の河川改修計画と、利水について新規井戸2本、これも村民の皆様が、それで利水は十分であるというご判断をしたということなんです。

流域協議会での提言の概要というのがありますけれども。危険箇所の解消を優先して、住民が安心して暮らしていく対策ということで、住民の皆様も納得されているというプロセスは見えると思いますが、いかがでしょうか。

小平河川課長

住民の方々の理解を得まして、既に河川改修の工事も進めております。

福田委員長

これはあっさりもう皆さん、こういう井戸ということでいいということであったんですね。よろしいでしょうか、委員会としても。

石澤委員

20-2を見ますと、これは林道のところで工事完成区間と、これ残工事というのがありますよね、これが郷土沢ダムの進捗率の部分なんですか。

小平河川課長

そうです。多分、上の図の青色のところですね。これ進捗状況、現在ある林

道を部分的に拡幅しております。新たに作ったというわけではありません。

石澤委員

拡幅というんですね。そうすると、この黄色いところは既にあるわけですね。

小平河川課長

既にこの道はございます。

石澤委員

そうですか。いや、これが工事されなかったら、どうなることかなと思って今お聞きしたんですけれども。

小平河川課長

この図面の中で付替道路、これ林道と書いてありますけれども、これを今後つくる予定でしたんですけれども、ダムは現在中止になってつくっておりませんので、これにかわる道はあります。

石澤委員

そうですか、わかりました。

柳澤委員

これ水没家屋なんかはなかったんですね。

小平河川課長

ええ、ございません。

千賀委員

さっきのもそうなんです、1/100から1/50、1/30という、当初予定のその被害、浸水被害、家屋とかいろいろありますけれども、計算上は出ると。その辺は要するに地元によく説明して了解を得たということでしょうか。

小平河川課長

当初、もともと1/30でやろうとしておりました。家屋が・・・流量が138トンで、しかもこれは基準点が下ですので、このダムでいうと、相当上流になります。

福田委員長

郷土沢ダム、いろいろな検討をしましたがけれども、もう結果的に「中止」ということで委員会としてよろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

福田委員長

次ですね。次の21番、角間ダム、これは一時休止ですけれども、ここに調整、ちょっと説明いただきましょうか。お願いします。

小平河川課長

角間ダムにつきましては、治水面では、1/100にするには、パラペット等をつけたらいいんですけれども、あるいは川底を掘らなくていけないかもしれせんけれども、そういった対応については地元の合意が得られておりません。

特に利水につきましては、中野市が水道を掘れという計画でやっていたんですけれども、代替としての水道を掘っては、井戸は掘ってみてはいるんですけれども、その水が量的にダムをカバーできるような水道水が得られるかどうか、現在まだ調査中でございますので、結論が出ておりませんので。現段階では、治水対策、利水対策が確定するまで、「一時休止」としたいと考えております。

福田委員長

これは「一時休止」という表現が、下と同じで、そういう理由つきということですよ。一時休止と書かれて・・・

小平河川課長

治水・利水対策が策定するまでの間、「一時休止」ということです。

福田委員長

一時休止したあとは、もう一回、何というんでしょう、中止になる可能性も、もしくは逆の再開する可能性もあるということですね。

小平河川課長

さようでございます。

福田委員長

そういう判断ですけれども、先をいろいろ聞く中で中止か再開か、今は言えた段階ではないという意味での「一時休止」ですが、いかがでしょうか。

柳澤委員

これは渋温泉のアンダー沿線の横を通っている川ですか。中止かどうか。

小平河川課長

そうです、その川です。

柳澤委員

地元の状況というのはどういうことですか。河床を掘削することにより賛成しないと。

小平河川課長

断面を削るとなりますと、先ほど言いましたように、川底を下げるか上に上げるかなんですけれども。それでパラペットという案もありますが、そうしますと景観的に悪いと。それから、河床を下げますと、温泉がある関係で地下水に川の水がしみ込んでしまって、温泉の温度が下がるのではないかというよう

な懸念も出ております。そういったことからまだ対策が決まっておりません。

福田委員長

意向として、今、計画自身をつくっていますけれども、地元の意向としては、まずどちらの声のほう拳がっている感じですか。

小平河川課長

両方出ております。

福田委員長

中止のほうがいいんじゃないかとか・・・

小平河川課長

ダムをつくってほしいという話もあれば、中止しろという話もあります。

福田委員長

両方なわけですね。そこでしょうね。いろいろな、温泉の方とか、いろいろな意味でも出ているんでしょう。

小平河川課長

特に水道のほうで、中野市にとっては貴重な問題でして。現在使っている水道、地下水が汚染されていて、中野市とすれば新たなきれいな水がほしいという意向もあります。

福田委員長

これについてはいかがでしょうか。住民も、今、割れているということで、委員会としてどうこうと言える段階にあるのか、ないのかも含めてですけれども。そういった理由を書きながら、委員会としては、最終的な住民意向としてのダム計画というか、要するに治水対策がはっきりするまで一時休止といいということによろしいですか。

石澤委員

いつごろ決まるんですか。

小平河川課長

今までも検討してきたんですが、期限はいつとは言えないですけども、明らかになった段階で、またこの委員会にかけていきたいと思っております。

石澤委員

それは5年、10年のスタンス、スパンなのか、2、3年なのか。

小平河川課長

なるべく早くとは思っているんですけども、相手があることですのでなかなか、いつまでというわけにはちょっと言えません。

福田委員長

要は、やっぱり一番大きいところは住民の意向ということですね、まとまったというところですか、最終的には。

小平河川課長

水道がほしいという中野市の意向もございます。

福田委員長

地元自治体とかの。

石澤委員

もう一つ教えてください。中野市の水道水確保、取水のところが地下水かな、水面が汚染されているという話をされていましたが、どういう具合なんですか。

小平河川課長

すみません、専門の部署がいますので。

木村水大気環境課長

水大気環境課長の木村でございます。汚染されているというところとちょっと語弊があるんですが、温泉地ですので、地質的にちょっと鉄が高いとか砒素が高いとか、そういう部分の話でございます。

水道の基準から見て、超えている地下水もあるし、かなり高いところ、超えてはいないけれども高いところがあると、そんなことです。

石澤委員

現在、夜間瀬川ですか、そこからも取水しているわけですね。

木村水大気環境課長

夜間瀬川からも取水しています。地下水からも取水していますので、泉水のほうはそんなに高くないんですが、地下水のほうがどうしても鉄分が多いとか。

石澤委員

地下水が高いんですね。

木村水大気環境課長

そういう部分はございます。

石澤委員

ありがとうございます。

福田委員長

いろいろ利用していく中で、高いところが見えてきましたけれども。いかがでしょうか、最終的に。いろいろな状況を踏まえた上で「一時休止」ということでよろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

福田委員長

それでは次の黒沢ダム、22番ですね。これについては「一時休止」、先ほどと同じです。利水・治水対策が確定していないということですから、30分の1の安全度、やはり引き続き説明をお願いいたします。

小平河川課長

黒沢ダムにつきましては、河川改修としまして、治水安全度30分の1に対応した河川改修と、それからどうしても河川改修だけでは足りませんので、調整池という話も出ております。ですけれども、これはまだ調整池へどうやって水を取り込むかといった問題もありまして、まだ決定には至っておりません。

それから利水でございますけれども、当初、ダムから水道水として旧三郷村が予定しておりました。ですけれども、旧三郷村が市町村合併で安曇野市ということになりまして、その中で水が調整できるんじゃないかということで、現在、話を進めておりますけれども、なかなか結論には至っていないということで、治水対策も利水対策もまだ定まっておりませんので、「一時休止」としたいということでもあります。

福田委員長

合併した中での安曇野の一つの市となったわけですが、その自治体の中で調整できていないというのは、どこら辺に原因があるのでしょうか。

木村水大気環境課長

調整ができていないといいますが、それぞれの旧市町村で水道事業をやっています、今度、新市になりましたので、新しい市としての水道の計画を今作り直しているところです。今年の3月ぐらいにその計画づくりをして、その計画を踏まえてどうするかというようなことの検討を進めております。

福田委員長

では、今年の3月あたり、私のイメージでは大分でき上がってくるという感じですね。

木村水大気環境課長

そうですね、今のところ、市では、ダムといえますか、河川水、表流水から水をとらずに、全量地下水にしたいという方向で計画づくりを進めていると。

福田委員長

では背後に合併の問題とかいろいろありますけれども、いかがでしょうか。今、地元の自治体さんで、水道水の新しい計画をつくっていると。もちろん、その水が一番だと思うんですけども。

千賀委員

治水対策として、治水安全度30分の1というのは変わらないですね。調整池を組み合わせた河川改修を基本とするというのは決まったんですか。

小平河川課長

そういうふうにしたいということで、まだ決定したわけではございません。特にネックとなっていますのが、調整池にどうやって水を引き込むかと、こういった構造等の課題がございまして、まだ決定はしておりません。

石澤委員

調整池というのは、河川の中の遊水地のようなものですか。

小平河川課長

外へ出す遊水地ですね。

石澤委員

外へ。どこへつくるんですか。

小平河川課長

22 - 5 ページを見ていただきたいんですが、左上に写真に薄く川沿いにブルーの線が引いてあるんですけども。外側へ出して、いったん水をためようという構想は持っているんですが、決定には至っておりません。

福田委員長

これは県の構想で、至っていないというのは、この水面のこういったもの……

小平河川課長

構造等がまだはっきりしません。取水構造、水を導く構造が基本となりますので、それが果たして可能かどうかを、今、検討しているところです。

福田委員長

技術的な可能性の段階ですね。

小平河川課長

浅川でもございましたが、どうしても遊水地となりますと、現在の川からそこへ安定して水を、ある一定以上の量をそこに入れ込むわけです。その構造が果たして可能かどうか、そういったことを、今、検討しております。

千賀委員

これは現況、水田ですか。

小平河川課長

現況は原野ですね。

千賀委員

そうすると、河川敷の一部ですか、これ。

小平河川課長

ほとんどが林になっていまして、民有地がございます。

福田委員長

事業進捗率も4%と、用地進捗率もゼロとかという段階で、技術的にいけるだろうとなっても、これから地元との用地だとかいろいろ・・・

小平河川課長

当然そういうのが出てきます。

福田委員長

出てきますよね、可能性としては難しくないんですか。

小平河川課長

それはやってみなくてはわかりません。

福田委員長

でも、そういう状況、用地ゼロ、進捗率4%という中で、合併ということもあってので、いろいろそういうことも含めて、今、計画というか、いろいろ社会的、技術的にすべて計画中であるということで、その意味で一時休止ということで、いかがでしょうか。

出席者一同

はい。

福田委員長

もし調整池がだめとなったら、ではどういうふうに、もう一回あり得るということもありますね。

小平河川課長

それは、あらゆるケースが考えられます。

福田委員長

それですと、最後ですね、駒沢ダム。ちょっと、ごめんなさい。千賀先生、戻ってくるまで。前のご議論とかをちょっと聞いていらっしやらなかったなので、結構、では。

石澤委員

先ほどの遊水地ですけれども、これ河川敷ですか。

小平河川課長

いえ、民地です。河川の横のです。

石澤委員

段丘地ですか。河岸段丘の下、両脇ですか。

小平河川課長

段丘の下ですが、川自体は下に図面があるんですけども、右のほうに赤沢橋と出てくるんですが、このところに川の形を出してあるかと思います。これが源流の川です。この上に堰堤とありますけれども、これは砂防堰堤です。その砂防堰堤のところには川の形状があって、それに水が流れるのであります。

石澤委員

砂防堰堤が右のほうに伸びていますよね。これは堰堤じゃないんですか。

小平河川課長

これ堰堤は、堰堤はどうしても谷から谷へつなげなければいけないので、これは砂防堰堤なんですよね、ずっと。

石澤委員

そうすると、もう一つのがけまで行っているわけですね。

小平河川課長

行っています、砂防堰堤は。

石澤委員

それはもう河川敷ではないわけですね。

小平河川課長

ええ、砂防堰堤から上の部分は河川敷になってはいますが、堆砂しますのでその部分は買っておりますけれども・・・

石澤委員

ここから下は違うんですか。

小平河川課長

ここから下は砂防堰堤が下に入っていないので。

石澤委員

そうですか。

小平河川課長

原野のような状況になっています。

石澤委員

ちょっと不思議な感じですがけれども。

福田委員長

では駒沢ダムの説明をお願いします。

小平河川課長

駒沢ダムでありますけれども、現在まだ治水対策ができておりません。なぜできないかといいますと、23 - 2 ページを見ていただきたいんですけども。駒沢ダム予定地とありまして、これが駒沢川なんです。今、流域面積に疑問を持っている方がおられまして、この流域面積がまだ確定していない状況です。

なぜ確定しないかといいますと、ちょうどほ場整備がなされてありまして、排水路の系統が非常に複雑になってありまして、一概にここまでが駒沢川の流域というふうに確定できておりません。現在、流量観測をするということで、駒沢川と、その横に、ここに入るのではないかとと思われる地点で流量観測をしておりますけれども、それが今年度までやって、結論を出すという方向であります。ですから現段階では、まだ流域面積が確定できていないことがあります。

それから利水につきましては、まずは治水対策をつくった上で検討しましょうということになっておりますので、駒沢川については、治水対策も利水対策も現時点ではできていない状況です。

福田委員長

その面積の確定については、今後すんなり、特に地元とかと問題なくすんなりといけるかと。

小平河川課長

なかなか難しいところでして、ちょっと時間がかかると思いますけれども。

福田委員長

それは流域面積ではなくて、ほ場整備のところをカウントしたほうがいいというような意向が強いというふうに。

小平河川課長

地形から見ると、駒沢川のほうへ行っているんですけども、排水系統が違う川へ行っているんじゃないかというような疑問が出されてありまして、現在それを解明している最中です。

千賀委員

今おっしゃったのは、ダム流域面積ですか。

小平河川課長

いえ、違います。基準点での流域面積です。ですから、下流をどうするかといったときに、流量を出さなければいけませんので、その流量を算定するためのまだ面積が決定できていない状況です。

千賀委員

23 - 5 でいうと、どこになるんですか。

小平河川課長

23 - 3 を見ていただきたいんですけども、航空写真があります。その中で駒沢川というのがありまして、その上のほうではほ場整備がなされております。このほ場整備の関係で、当初計画を立てたときには、このほ場もある程度の部分は駒沢川の一部ではないかと。それでその上の部分は、横の川へ行くと想定していたんですけども。地形が可変してしましまして、現状と計画した地形とちょっと合っていないということで、今、流量観測をしている最中です。

千賀委員

図面があって、排水系統がきちんとあるので、すぐわかるはずですが。

小平河川課長

ですけども、この場合排水が、横の川は高橋川というんですけども、ちょうど図面で言いますと、ほ場の際あたり、ちょっと上のほうに線があるんですけども、ここへ流れ込む系統と、また駒沢川とは大きく系統が2系統、複数系統ございまして、流量が本当にわからない状況なんです。現地へ行ってもなかなかわかりません。

福田委員長

これについては、地元も含めてちょっと混乱をされているということなので、これについても「中止」とか「継続」とかということではなく、そういう意味でもって「休止」という段階で、ちょっといつかというめども時間がかかるように、わからないということですが、その意味での「休止」。ほかに何かご意見とか課題とかがあれば。

そんな意味で「休止」が妥当ではないかということによろしいですか。

出席者一同

はい。

福田委員長

はい。ということで、6の事業があったんですけれども、ダムとか河川についても1個1個全部やって、いろいろな課題とか専門的なご指摘とかというのがありながら、すべての事業については県案どおりと。でも、こういうことは今後用地決定、留意していただきたいということを、意見書には盛っていくということで、全事業終わりました。

言い残されたこととか、また全部のものについてのまとめ方とかについてご意見とかがあれば、何かございますか。

小平河川課長

ありがとうございました。

福田委員長

それでは、かなり午前中からやって、それで一番最後に問題となっていた、ダムなし、ありということも、そういうふうになっているプロセスのことも、非常に地元との関係がすごくわかったので、その問題もすべてきれいになったと思います。

もう一度、佐藤委員様もいらっしゃったので、これ宿題の中で、佐藤委員さん、これあるんですけれども、今後のまとめ方なんですけれども、次のページ

に意見書のまとめ方というのがあって、全体としてまとめるものと、委員さんが個別にまとめるものとやっていきたいということとかで、二段階に分ける、去年のやり方でやる、方法で行くということにはなったんですが。

スケジュール的に、今日の委員会を踏まえて、明日で県庁が終わってしまうので、議事録とかもらえない中で、私はとりかかろうと思うんです。それでこれ1月18日とありますけれども、基本的には15、16日を目標に、皆様のメールアドレスをお聞きして、私からのほうから皆様に一斉にたたき台というか、その16の1個1個について、全体意見としてこのような形でいかがでしょうかというのをまとめをいたします。それが多分、ここ1月19日から25日というふうにありますけれども、1月16日から20日あたりで、皆さん、ざっとその辺を入れていただいたり、ここにはないんだけど、個人意見でもっとこういうことを書きたいということ、次の委員会ぐらいまでにやっていただくと。そして次の意見書、最終版に向けていろいろご意見、こうやってたたき台をもとにたたいていただくんですけれども。やっていただいて、私のほうでさらに、2日後、3日後には修正したり、個人意見があらわれる方とか、全体意見の中でも専門的に分担していただきたい方だったらやって、という段取りでございます。結構なスケジュールですけれども。

これ、委員会で手弁当で一生懸命やっていこうということでやっているわけですけれども。最終的に出すものについて、再確認するかどうかは26日に決めようということで、一応委員会ではそう決めたんですけれども。佐藤委員さんもこれでよろしいでしょうか。それで皆様には、アドレスはちょっと県のほうから私のほうに教えていただくということでかまわないですか。

ではお送りするときは、ちょっとB C Cという形で皆様のメールアドレスは、全員にはわからないようにしますけれども、私からこのあたりにメール、案を添付してつくということでご了承ください。

ほかに何か、意見とか皆様に何か一言とか、何か委員の皆様の間でありましたら、よろしいでしょうか。

それではもう本当に長いこと集中的にいろいろなご意見、どうもありがとうございました。あとは県の事務局のほうで何か連絡事項等あれば、よろしくお願ひします。

## (2) その他

### 事務局

第4回の委員会でございますが、先ほど今後のスケジュールということで、委員長さんのほうからご説明ございましたけれども、1月26日月曜日、県庁の3階特別会議室において、午後1時半から開催したいと思います。詳細につきましては、改めてご連絡したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、もう1点。先ほど委員長さんのほうからメールのアドレスの関係がございましたけれども。今、私どもの連絡の関係でそれぞれメールアドレスをいただいておりますけれども、こちらのアドレスでよろしいということでしょうか。わかりました。以上でございます。

### 福田委員長

それでは、とりあえず頑張りますので、たたいてください。

そういうことで、今日は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。お疲れ様でございました。

## 4. その他

### 事務局（轟課長補佐）

どうもありがとうございました。それでは議事以外のその他の項目で何かほかにございますでしょうか。事務局のほうもありませんか。

## 5. 閉 会

### 事務局（轟課長補佐）

それでは、委員の皆様、大変お忙しいところご出席いただきまして、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で平成20年度、第3回目の長野県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。